

平成24年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成24年6月20日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度中頓別町一般会計補正予算5月18日専決)
- 第 7 報告第 1号 平成23年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第 2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について
- 第 9 報告第 3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第10 一般質問
- 第11 議案第38号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について
- 第12 議案第39号 中頓別町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第40号 中頓別町ホームヘルプサービス条例を廃止する条例の制定について
- 第14 議案第41号 中頓別町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第15 議案第42号 中頓別町暴力団排除条例の制定について
- 第16 議案第43号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算
- 第17 議案第44号 平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第18 閉会中の継続調査について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君 | 2番 細谷久雄君 |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君 |
| 7番 柳澤雅宏君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野 邑 智 雄 君
教 育 長	米 屋 彰 一 君
総 務 課 長	和 田 行 雄 君
総 務 課 主 幹	藤 井 富 子 君
総 務 課 主 幹	神 成 和 弘 君
ま ち づ く り 推 進 課 長	遠 藤 義 一 君
産 業 建 設 課 長	中 原 直 樹 君
農 業 委 員 会 会 長	角 川 拓 雄 君
産 業 建 設 課 参 事	石 川 篤 君
産 業 建 設 課 主 幹	山 内 功 君
産 業 建 設 課 主 幹	平 中 敏 志 君
保 健 福 祉 課 長	小 林 生 吉 君
保 健 福 祉 課 主 幹	吉 田 智 一 君
教 育 委 員 長	石 井 英 正 君
教 育 次 長	青 木 彰 君
会 計 管 理 者	小 林 嘉 仁 君
国 保 病 院 事 務 長	柴 田 弘 君
こ ども 館 次 長	遠 藤 美 代 子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	高 井 秀 一 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 め ぐ み 君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成24年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、議長において2番、細谷さん、3番、本多さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） おはようございます。議会運営委員会報告を申し上げます。

平成24年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、5月7日、6月11日の2回にわたり議会運営委員会を開催しました。その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日6月20日から6月21日までの2日間とします。なお、会議に付された事件がすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会いたします。

2、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員であります。一部質問事項の重複があるので、後から質問する議員は答弁の重複が起きないように注意していただきたいと思えます。

3、町長提出議案の取り扱いについて、いずれも本会議で審議いたします。

4、本日の議事日程は、議事日程第1号のとおりであります。

5、閉会中の郵送による意見書の取り扱いについて、社団法人北海道被爆者協会から要請のあった原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書案は、全議員に写しを配付する取り扱いとしたが、発議希望者はいませんでした。

6、テレビ中継について、本日の会議開始から一般質問終了まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行います。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これで議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日6月20日から21日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月20日から21日までの2日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び6月5日、札幌市で開催された北海道町村議会議長会第63回定期総会報告、監査委員の例月出納検査報告などお手元に印刷配付のとおりでございますので、ごらんの上、ご了承願います。

これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成24年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方におかれましては何かとお忙しい中全員のご出席をいただきましたことにお礼を申し上げますとともに、今定例会には石井教育委員長さん、それから角川農業委員会の会長さんもお出席をいただきました。本当に忙しいところありがとうございます。

それでは、私から行政報告1点を申し上げます。小規模自治会が執行する葬儀への町職員の派遣についてであります。先般の議会で一般質問があった小規模自治会での葬儀に町職員を派遣することについて実施のめどがついたので、報告をいたします。これは、人口減少が著しいおおむね15世帯以下の自治会が主催をする葬儀を対象として、自治会からの要請があれば派遣の可否を町長が決定し、5名以内の町職員を葬儀手伝いとして派遣するものでございます。要綱で制度を定めるとともに、自治会長等に通知を図り、早ければ7月からスタートさせたい、こういう考えであります。

また、5月15日から昨日までの町長の一般行政報告につきましては、印刷物でご承知おきをいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について、何か質疑はございませんか。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 私も一般質問で出していたのですが、行政報告がありましたので、ここで質問させていただきたいと思っておりますけれども、おおむね15世帯ということなので、おおむねなのですけれども、ほとんどのところが高齢化が進んで、世帯数はあるのだけれども、実質やっぱりお手伝いがなかなかできないというか、そういう高齢化が進んでいる世帯もあるので、おおむねなので、いいのですけれども、余り15という数字にこだわってほしくないという考えがありますので、そのことについてまずどう考えているかお聞きしたいと。

それから、この派遣されたときの職員の身分上の取り扱いをどのようにされるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 今行政報告したとおり、おおむね15世帯以下の自治会に町職員を派遣をするということで、柳澤議員がおおむねという言葉に固執をしておりますけれども、きょうも課長会議の中で15世帯というおおむねについては、その自治会、自治会によって親戚もいっぱいいるかもしれないし、または高齢者世帯が多いかもしれないと、そういう意味も込めて、一つの基準としては15世帯を基準にしていますけれども、それ以上多い世帯があったとしてもそういう環境にある場合については町職員を派遣をすると、こういうようなきょう課長会議で協力をお願いをいたしました。

それから、身分は公務であります。公務でありますから、災害等が起きたときについては公務災害の対象にすると。そういう身分をもって派遣をするということを考えておまして、職員組合等も心配をしているのは公務でなければ何かあったときに、災害等が起きたらどうするのだと、こういうこともありますから、そういう面は十分内部で検討した中で対応をできると、こういうようなことで我々も今回こういうような形でスタートを切りたいと、こういうようなことであります。

また、ほかの町村長にも私が聞いた中では、やっぱり小規模自治体、西興部村だとか、または小さな自治体もそういう面では対応している町村もあると、こういうような話も聞いて、今回いろんな取り扱いを決めた中で実施をしていくと、こういうことでございますからご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎承認第3号

○議長（村山義明君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求める件（平成24年度中頓別町一般会計補正予算5月18日専決）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度中頓別町一般会計補正予算5月18日専決）につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） おはようございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したいので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

2ページをお開きいただきたいと思います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年5月18日。

平成24年度中頓別町一般会計補正予算。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成24年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,220万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出からご説明申し上げます。7ページをごらんいただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、既定額に25万円を追加し、3億8,953万3,000円とするもので、10節におきまして町長交際費の不足が見込まれたことから同額を追加したものでございます。

3ページにお戻りいただきたいと思います。歳出合計、既定額に25万円を追加し、28億4,220万1,000円とするものでございます。

続いて、歳入についてご説明いたします。6ページをごらんください。19款繰越金、1項1目繰越金で、既定額に25万円を追加し、969万4,000円とするもので、1節前年度繰越金を充当したものでございます。

2ページに戻りまして、歳入合計、既定額に25万円を追加し、28億4,220万1,000円とするものでございます。

以上、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求める件（平成24年度中頓別町一般会計補正予算5月18日専決）は承認することに決しました。

◎報告第1号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第1号 平成23年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第1号 平成23年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、総務課長に報告をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、ご説明申し上げます。

3ページをごらんいただきたいと思います。報告第1号 平成23年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成23年度中頓別町一般会計繰越明許費繰り越し計算書を次のように報告する。

4ページをごらんいただきたいと思います。平成23年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書。8款土木費、2項道路橋梁費では中頓別町弥生線改良舗装整備事業、10款教育費、1項教育総務費ではへき地教員住宅建設事業、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費では公共土木施設災害復旧事業、合わせて3事業、事業費総額5,152万7,000円のうち5,120万1,000円を翌年度に繰り越しているものであります。

以上、報告説明とさせていただきますので、よろしくご審議願います。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第2号

○議長（村山義明君） 日程第8、報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について、遠藤まちづくり推進課長に報告をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、中頓別観光開発株式会社の経営状況を別紙のとおり報告する。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。同社の定時株主総会につきましては、5月19日、ピンネシリ温泉で開催され、平成23年度、会社では第24期に当たりますが、事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分について報告され、原案のとおり承認をされております。また、同じく平成24年度、第25期の営業計画及び収支予算の審議も行われ、ともに原案どおり決定をされたところであります。

それでは、平成23年度の決算内容についてご説明をさせていただきます。報告書の1ページをごらんいただきたいと思っております。経営報告につきましては、報告では今期において宿泊者数で1,068名の増、入館者数で1,082名の減となり、当期純損益金がマイナス149万3,541円となり、この分を前期繰越金から充当し、来期繰越金が13万4,579円の決算となっている旨報告されております。

6ページをごらんください。損益計算書であります。純売上額が4,623万3,000円、これに対し売り上げ原価894万3,000円、販売費及び一般管理費が3,872万2,000円、差し引きまして当期の営業損益が143万2,000円余りとなり、営業外収益により経常損失が141万2,000円余りで、そこに法人税等を加えました149万3,541円が当期の純損益額という結果になっております。当期の損益の大きな要因でありますけれども、宿泊者数の増により売上額そのものは増額となっておりますが、当初で病気療養中であった前支配人に対する人件費を計上しておりませんでした。現鈴木支配人を4月20日付にて採用し、その分を賃金より支出したと臨時職員の雇用時間の増等による人件費の増と原油高に伴う燃料費の高騰による光熱水費の増が大きく影響し、一般管理費が増額となったことが大きな要因であります。このことにより2年連続でのマイナス決算となる大変厳しい経営状況となったところであります。

11ページ及び12ページであります。平成24年度、第25期の営業計画及び損益計算書であります。営業計画につきましては、職員一人一人が営業マンの意識を持って売り上げの向上に努めるとともに、お客様の目線でのサービス向上に努めていくということを確認されております。また、損益計算書では厳しい財政状況を踏まえながら、経営抑制

を図る中で収支のバランスをとった予算ということになっております。また、今期の株主総会につきましては改選期と重なっており、野邑取締役と姉齒取締役につきましては留任となり、細谷陽一氏、鈴木信治氏が新たに取締役に就任することを全会一致で了承し、総会終了後の取締役会議におきまして野邑取締役が引き続き代表取締役の任につくこととなっております。

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 14ページ、15ページの株主名簿なのですけれども、お亡くなりになったというか、実在されない方が株主として名簿に上がっていますけれども、このことは特に不都合なことではないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（野邑智雄君） それぞれ株を所有している人が亡くなっているのも今本多議員が言ったとおりでございまして、身内の方がだれだれに名義を変更してほしいという申し入れがあるたびに取締役会を開いて、承認をして変更しているのが実態でありまして、まだそれぞれ名義変更の手続がなされていないというのは、亡くなった方々の名義がそのままになっている状況であります。私どもも亡くなっている方については、身内の方に変更を申し出をするようにと、こういうお話をしておりますけれども、まだそういう手続がなされていないと。また、ことしも株主の方で亡くなられた方がいまして、身内の人が株券会社で預かっているのでしょうかという問い合わせがありましたけれども、それぞれ株の所有者があるはずですから調べてくださいという申し入れもしておりますので、随時変更手続等をしていただいて名義をかえていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 経営的にはかなり23年度も厳しかったということなのですが、24年度の計画で、ざっくりばらんに言うと収入も抑えているけれども、売り上げ原価もそれ以上に抑えて計画をつくっているという感じがするので、大丈夫のかなという不安はちょっとあるのですけれども、それで最後雑入で91万の計画を見ているわけなのですけれども、去年は1万2,000円程度でしたよね。それで、この91万円の雑入の根拠をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 今回のこの91万2,000円につきましては、高齢者雇用助成金を見込んでおりまして、90万円を見込んでの数字ということでありませぬ。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 今課長が説明した中身についてちょっと補足をいたしますけれども、60歳以上の高齢者を採用した場合、ハローワークから前期、後期と分かれて約45万ぐらいずつの会社に対する助成があると。高齢者を雇用することによっての助成制度がある。それを今回雑入で受けるような収入を見込んでいると、こういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 一般的に昨年度の状況を前半で見たらすごくよかったなと思っていたのですが、後期になってちょっといろいろ問題があったように聞いております。それで、例えば飲食売上高でいくと会食売り上げが非常に伸びています、前年度から見て。こういった要因も含め、また自販機の売り上げがぐっと伸びたりする。その要因何なのかちょっとわからないのですけれども、前半に支配人も昨年からかわったのですが、その経営内容その他社長から見てどうなのでしょう。その辺ちょっと伺いたいと。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 23年度の決算内容を私どもも分析をさせていただきましたけれども、やはり基本的には昨年度大きな工事が町内であった、これがまず一番大きな要因だと思います。そういう中で、取締役の人たち、石井さんも姉齒さんも、それから支配人等も営業活動を一生懸命やっていたと、町内に対して。そういう面の効果は十分あったらと思います。しかしながら、その一方そのための人件費、言えば通常ベースよりも人件費が多くかかっていると。今回も総会終了後に支配人が取締役になりましたので、より一層やっぱり人員の効率的な配置、それから職員等の効率的な運用等々について十分配慮をしながら運営をしていただきたいという申し入れもいたしました。しかしながら、初めて昨年度鈴木支配人が当観光株式会社社の支配人として赴任をしていただいて、1年目、大変厳しい状況の中で頑張っていたと、このように認識をしております、約1年間の経験を生かして、24年度はより効率的な運営をしながら、効果的な経営状況になるように努力をしていただけるものだと、このように思います。しかしながら、昨年23年度と同等の宿泊だとか会食だとかが見込めるかという、私は大変厳しいのではないかと、このように思います。そういう意味で、24年度の予算についても厳しい予算の中で執行していかざるを得ない、このように考えております、大変厳しい運営を余儀なくされるだろうと、こういう認識を持っていると、そういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第3号

○議長（村山義明君） 日程第9、報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について、和田総務課長に報告をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、ご説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告いたします。

同公社の第17回定時株主総会が5月21日に役場の会議室で開催されております。その総会資料をもってご報告をさせていただきます。

2ページをごらんいただきたいと思います。総会では、報告第1号といたしまして前総務課長が平成24年3月31日付で取締役を辞任したことについて了承されております。

続いて、3ページでございますが、報告第2号といたしまして天北厚生園厨房業務受託事業の撤退及び、町との指定管理協定書の締結について了承されております。天北厚生園の厨房業務受託事業につきましては、平成12年度から受託してきたところでありますが、天北厚生園側の申し出によりまして平成24年度から直営で実施することになったため撤退を決めたというものでございます。なお、厨房業務に従事していた7名につきましては、引き続き同園に採用されたことが報告されております。また、社会教育施設及び鍾乳洞ふれあい公園維持管理業務を平成24年度から向こう4年間指定管理者として受託することを了承しております。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。議事でございますが、第1号議案として取締役辞任に伴う後任の取締役選任について提案されまして、現総務課長である私を取締役に選任することが承認されております。

第2号議案、次のページであります。平成23年度事業決算報告書、それから貸借対照表、損益計算書及び繰り越し利益剰余金の承認につきましては、6ページから18ページのとおり承認されております。6ページの平成23年度事業報告では、中頓別町から社会教育施設の維持管理業務、鍾乳洞ふれあい公園管理業務、一般廃棄物処理施設業務、国保病院管理清掃業務を受託いたしまして、決算では事業全体で160万円の当期純利益を上げることができたという内容になっております。

それでは、受託事業が大変多岐にわたっておりますので、9ページの総合損益明細書で決算の概略をご報告したいというふうに思います。なお、説明単位につきましては、1,000円単位とさせていただきます。そのため少し実際の数字と誤差が生じる場合がございますので、ご了承をお願いしたいと思います。

まず、左端、社会教育施設である寿レクリエーション施設業務では、寿公園の指定管理料1,726万円、事業収入としてのパークゴルフ利用料、リフト利用料423万3,000円のほか、その他収入としての貸しスキー代などの雑収入16万7,000円を合わせまして、収入合計が2,166万円となっております。支出につきましては、代表取締役の役員報酬180万円のほか職員の給料、手当、賃金、修繕費などを合わせまして2,069万円が支出され、事業利益は97万円というふうになっております。

続いて、一般廃棄物処理施設業務では、町からのごみ収集委託料3,032万6,000円と廃家電運搬券販売手数料を合わせまして収入合計が3,042万1,000円となっております。支出につきましては、給料、手当、賃金、ごみ処理施設の光熱水費、燃料費、修繕費など合わせて3,003万4,000円が支出されまして、事業利益は38万7,000円となっております。

鍾乳洞ふれあい公園業務では、町からの指定管理料353万7,000円と雑収入である自販機の電気料を合わせまして収入合計が353万8,000円となっております。支出につきましては、その多くが臨時職員の賃金でありまして、施設の光熱水費、燃料費、修繕費など合わせて346万1,000円が支出されておりまして、事業利益は7万7,000円というふうになっております。

天北厚生園厨房業務では、同園を運営する南宗谷福祉会からの委託料4,187万3,000円が収入合計となっております。支出につきましては、給料、手当、賃金、法定福利費等人件費で約1,600万円を占めているほか、食材費2,220万円など合わせまして4,152万3,000円が支出され、事業利益は35万円というふうになっております。

同じく、天北厚生園車両運行等事業では、南宗谷福祉会からの委託料148万4,000円が収入合計となっております。支出につきましては、給料、手当として120万円のほか、委託料収入とほぼ同額の143万9,000円が支出され、事業利益は4万5,000円となっております。

国保病院管理清掃事業では、町からの委託料収入のみでございまして、602万5,000円の収入合計というふうになっております。支出につきましては、臨時職員の給料、賃金など合わせて587万2,000円が支出されまして、事業利益は15万2,000円となっております。

食堂業務につきましては、振興公社の自主事業ということでございまして、収入はスキー場ロッジ食堂売り上げ180万4,000円、公園遊具収入26万2,000円、ゴルフ練習場コイン売り上げ収入20万円、合わせまして226万7,000円というふうになっております。支出につきましては、食材費、パート賃金など211万7,000円となっております。事業利益は14万9,000円というふうになっております。

以上の結果、右端でありますけれども、営業損益につきましては、営業収益1億726万9,435円から事業費1億513万6,015円を差し引きまして、営業利益は21

3万3,420円というふうになっております。営業外損益は、預金利息としての営業外利益6,686円のみでありまして、営業利益と営業外利益を足した経常利益は214万106円となっております。これが税引き前当期利益となりまして、法人税、法人道町民税及び事業税53万1,235円を差し引いた差し引き当期利益は、先ほどもご報告いたしましたけれども、160万8,871円というふうになっております。

なお、10ページの剰余金処分計算書では当期の処分剰余金209万円を計上いたしまして、建物、それから機械修繕引当金として200万円、役員退職手当引当金として9万円が積み立てされております。建物、機械修繕引当金は、突発的な施設等の修繕に備えるための繰り越し利益剰余金から振りかえたものでございましたけれども、平成23年度は既存の予算のやりくりでしのぎまして、取り崩しをせずに済んだという説明でございます。

以上、甚だ簡略ではございますけれども、第17回定時株主総会で承認された有限会社中頓別振興公社の経営状況について報告とさせていただきます。よろしくご審議願います。
○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 6ページの23年度事業報告の中で、真ん中よりちょっと下です。特に社会教育施設においては環境の整備に重点を置いて、公の施設として安全で安心して利用できる施設維持に努めてまいりましたということが書かれているのですが、この社会教育施設の修理、修繕ですか、施設の整備、それはどこまでを振興公社が負担するというような金銭的な決まりはあるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 指定管理の契約の中では、具体的な数字等については示しておりません。公社のほうの営業努力の中でやっていただくというふうなことで、機関車等の塗装についても自助努力の中で社員が出てさびを落として塗装していただいたというふうなことで、具体的な金銭的なところは定めておりません。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 今金銭的なことは具体的に定めていないということでしたけれども、やはりどういうものが修繕の必要が生じるかという、そういうことにもよると思うのですが、ある程度金銭的なものを定めておいたほうがいいのではないかと思いますけれども、どんなふうを考えていらっしゃいますか。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 機械設備等で大きな金額がかかるものについては、相談の上、予算措置をして整備をするという考え方になっておりまして、指定管理として受けております振興公社のほうでは自前の予算の範囲の中で修理、修繕が可能なものについて実施をしていただいているという状況にあります。今後においては、大きな修理、修繕等が見込まれている部分もありますので、具体的に協議をしながら予算措置を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） この決算では一番大きい部門である厚生園の厨房業務の撤退があるわけですが、このことによって公社の経営上どういった問題が生ずるのか。特に厨房業務でいうと営業利益自体は35万程度でありますけれども、実態としてはいろいろ職員のやりくりも含めて困ったものだという声は聞いております。どういった問題が惹起されるのか、それに町はどう今年度から対応しようとしているのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 定時総会の中でもそういうお話が出まして、24年度につきましては大変経営的に苦しくなるだろうなというお話がありました。天北厚生園の厨房事業が運営事業費の約4割に当たっていたということがありまして、事実上の話でありますけれども、その事務費等の部分を人員のやりくりの中で公園の管理費の人件費等に融通できるところがあったと、経営に融通性が非常に持てたという報告を受けております。今後はそれができないということになりますので、より一層人員の配置調整、それから事業内容の見直しを一層シビアに進めていかなければならないというような定時総会の中のお話であったというふうにご報告したいと思います。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第10、一般質問を行います。

本定例会では6名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1、議席番号2番、細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号2番、細谷でございます。きょうも町民の皆様の声を町政に届けてまいりたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、順に町政一般について質問させていただきます。私からは、きょうは2点ほど質問させていただきます。

1点目の質問は、エゾシカ対策はどうなっているのかという質問事項につきましてお伺いをいたします。昨年6月の定例会で質問いたしました。最近特に本町を含む道北地域においても道東地域と決して変わらないエゾシカの出没被害が見受けられます。推定65万頭が生育するとされるエゾシカに北海道の大地と人間が悲鳴を上げています。森が荒らされ、農林業被害や自動車、鉄道事故も頻発する、そして北海道の自然そのものが食べ尽くされてしまう勢いで繁殖しています。住民に安全、安心な生活環境を提供するためにも

エゾシカ対策は今後の重要課題であると考え、次の2点について伺います。

1つ、エゾシカによる被害防止対策及び駆除後の処理施設の整備に関する宗谷地域総合開発期成会、南宗谷鳥獣害担当課長会議のその後の進捗状況は。

2つ、エゾシカに関する交通事故が後を絶ちません。本町において現在どのような交通安全対策を行っているのか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 細谷議員のエゾシカ対策はどうなっているのかという質問につきまして、1点目の処理施設の整備の進捗状況については石川参事、それから交通安全対策については遠藤課長に答弁をいただきます。

○議長（村山義明君） 石川産業建設課参事。

○産業建設課参事（石川 篤君） 1点目についてお答え申し上げます。

宗谷地域総合開発期成会においては、平成23年度も北海道に対して重点事項としてエゾシカ等の被害防止対策の強化を強く要望してきたところであり、今年度も引き続き要望していくこととしております。また、駆除後の処理施設の整備に関しましては、南宗谷鳥獣害担当課長会議において協議を重ねてきましたが、この間南宗谷地域での広域による焼却施設の設置を検討しつつも、それぞれの町村でエゾシカの食肉加工の検討や分解処理実験の着手などにより、事実上関係町村の広域による焼却施設の設置は大変難しい状況となっております。今後残滓処理施設の整備についてどのような方法がよいかさらに検討してまいりたいと考えております。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 2点目についてお答えをさせていただきます。

エゾシカに対する交通安全対策といたしましては、特に事故が多発すると言われております秋に旬報による注意喚起の実施と国道275号線におけるエゾシカ注意警戒標識の町内10カ所への設置が行われておりますが、道道及び町道につきましては警戒標識の設置はされていないのが現状であります。今後必要と思われる箇所に警戒標識の設置を国、道に要請していくとともに、町民への広報活動を継続的に行い、運転時の注意を高めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

町長は、昨年の6月の定例会の私の質問に対し、エゾシカの被害はもはや被害ではなく災害と言える状況になりつつある、また本当の災害になったら大変なことになるので、少しスピードを上げた中でぜひ南宗谷で最終残滓処理ができるような焼却施設を建設するため最大限の努力をしてみたいとご答弁をいただきました。町長、私も中頓別猟友会のハンターとして5月下旬の町のエゾシカの一斉駆除に3日間携わりましたが、中頓別町の全区域にはまず2,000頭以上の個体数がいると思われれます。仮にそのうちの4分の1、まず500頭が繁殖し、出産するとすれば、これはもはや被害ではなく災害です。災害を食

いとめるためにももっと町として積極的に動く必要があると私は思います。町村の広域による焼却施設の設置が無理ならば、早急に残滓処理施設の整備を町で検討するのではなく計画、実施、実行することが必要なことではないかと私は思います。

また、エゾシカによる交通安全対策としては、住民への広報活動も必要なことであるが、町道にもエゾシカ出没の多い箇所には町独自の工夫を凝らしたユニークなエゾシカ注意警戒標識を設置してはいかがか、町長の考え方を伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたしますけれども、残滓処理の最終処分施設について単独で町村として設置することは大変難しい、財政面も含めて大変難しいと思います。ただ、今道北協同操業株式会社のほうへ何とかエゾシカの最終処分焼却施設の設置について検討してもらえないかと、こういうような話をしておりまして、この会社の社長、または取締役さん等々も農業被害があるということで何とか施設の整備について検討をすると、こういうようなお話をいただいております。ただ、施設の設置についての経費等々については、道北協同操業のほうで持つわけでは決してないと思います。それぞれの町村に負担をお願いをしてやれるのであれば今の神崎にある道北協同操業の敷地内で何とかそういうことができないかと、こういうような検討をすると、こういうようなお話を組合長からもいただいておりますので、もう少しその方向性を見きわめていきたい、こういうような考え方をしております。

また、交通安全対策については、それぞれ交通安全の看板の標識等の設置も必要などころもあろうかなと思います。ただ、これは本当に運転手それぞれが注意喚起を十分しなければならぬことでもありますから、運転手の皆さん方にシカの出没があるという認識のもとに、特に薄暮の時期については運転を慎重にさせていただくと、こういうような取り組みを強力に町民の方々をお願いをしていくと、こういうことに尽きるのではなかろうかなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

エゾシカの一斉駆除があったのですけれども、その駆除のあり方についてちょっとご質問をいたします。まず、1点目は、この駆除の時間帯が制約があるということです。まず、ハンターが捕獲した午前中のエゾシカの処理が間に合わず、また午後からの捕獲時間を制限されるというのが現況です。本当のエゾシカの一斉駆除を考え、ハンターのやる気を起こすのなら、ハンターが銃を撃てる時間、日の出から日の入り、5月の下旬であれば朝の4時から晩の7時半ぐらいまで駆除を行うのが基本的な一斉駆除ではないか。あとの残滓の処理については、町のほうで方法ややり方を考えるべきである。

また、2点目は、出動したハンターについては車の燃料代ぐらいの出動手当を支給することはできないものか。ハンターも早朝から出動、ボランティアで一斉駆除を行っているのが現状です。せめて車の燃料代ぐらいの助成を考えていただけないか。

それと最後に、有害鳥獣対策事業、銃猟免許取得補助金制度に一般公募があったのかどうか、以上3点について伺います。

○議長（村山義明君） 石川産業建設課参事。

○産業建設課参事（石川 篤君） まず、1点目の駆除の時間帯であります。本年度春につきましては午前4時から7時、午後は2時から5時までということで実施をさせていただきました。ご指摘のありましたことは、やはり猟友会さんですとか個人のハンターさんの協力がなければ駆除もできない。協力があつて中頓別町のシカの駆除頭数もふえていくということでもありますから、できるところ、可能な部分については検討してまいりたいと考えます。ですが、職員も数の限りもありますので、猟友会さん等々とも相談をしながら検討してまいりたいと考えます。

それから、2点目の報償費であります。確かに報償費は昨年から上がっておりますけれども、駆除の最中とはとれてもとれなくも、駆除できてもできなくても中頓別町一円を自動車で走り回るといふことですのでございますから、ガソリン代もかかっているといふことですのでございます。ご指摘のとおりだと思いますので、これについても検討してまいりたいと考えております。

それから、3点目でございますけれども、狩猟の一般公募でありますけれども、勉強会のほうには何名か出ていただいたのですけれども、残念ながら今のところ応募はないという状況であります。

以上であります。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問が終わりましたので、最後に一言、シカ処理施設については町長の力をもって何とかしていただければと思ひ、期待して質問を終わりたいと思ひます。

それでは、2点目の質問に移りたいと思ひます。2点目の質問は、窓口サービスの向上と職員の時差出勤制度はできないものかという質問事項につきましてお伺いをいたします。住民サービス向上の観点から、週に1日でもせめて午後6時、できれば午後7時ぐらいまで窓口業務の時間延長ができれば通勤の帰りに戸籍、証明関係書類を取得できるので、大変便利だと思います。また、業務が各種会議、住民交渉など事前に勤務時間を超えることが計画、予想される場合、例えば午後1時から午後9時45分までの勤務というように勤務時間の割り振りを変更できる制度をつくってはどうか。窓口業務の時間延長により時間外勤務手当が多額になるということであれば、時差出勤の制度を取り入れることで対応できると思ひますが、町長の考え方を伺ひます。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 窓口サービスの向上と職員の時差出勤制度はできないものかの質問につきまして、和田総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、ご答弁申し上げます。

時差出勤につきましては、住民の利便性を高めるとともに、早朝や夜間に業務が予想される職員の時間外労働を縮減することにつながるというふうに認識をしております。ただ、反面少ない職員数の現状におきましては、来庁者が多い時間帯に職務の手薄な時間帯が生じる短所というものも考えられるかと思えます。住民ニーズがあるかどうかも含めまして、今後検討すべき課題であるというふうに考えます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

窓口業務の時間延長は、実際実施してみないと住民ニーズがどのようにあるのかわからないので、ぜひ一回実施していただき、検討を願いたい。

また、職員の時差出勤制度については、職員の出勤時間に変化を与えることで長時間勤務の町職員の体調面の改善や仕事の能力が上がるような気が私はするのですが、町長の考え方を伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） それぞれの考え方があろうかなと思いますけれども、今言ったようなことにつながっていくのかどうなのかと、なかなか判断は難しいことでなかろうかなと思います。特にそういう時差出勤等については、これはやっぱり住民ニーズが本当にあるか、ないかと。やってみて本当に6時でも7時でもお客さんが、町民の人たちが用事があって来るのかどうなのかと、そういうようなものが一番時差出勤の実施をするための要因になろうかなと思います。そういう面では、今総務課長が言ったように住民ニーズを把握をした中で実施をしていくと、こういうようなことが必要かなと、私はそう思いますので、もう少し検討すべき課題だと、このように思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは最後に、この問題につきましては質問を終わりますが、今後とも行政として住民サービスの向上を図っていただきたいと思います。

これで私の質問をすべて終わりたいと思います。

○議長（村山義明君） ここで休憩をとりたいと思います。議場の時計で10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、受け付け番号2、議席番号3番、本多さん。

○3番（本多夕紀江君） おはようございます。受け付け番号2番、本多でございます。3点について質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、地上デジタル放送の難視解消を。地上デジタル放送が開始されて間もなく1年になりますが、かなり多くの世帯が難視で、現在はBSデジタル放送で5年間対応することになっているとのこと。テレビも見られない町、情報過疎地域ではだれも住みたいと思いません。そうならないように将来を見据えた上での難視解消に向けた町としての対応、方針を伺います。また、光ファイバーの可能性はいかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 本多議員の地上デジタル放送の難視解消、和田総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、ご答弁申し上げます。

昨年7月24日の地上デジタル放送への移行後も新たな難視聴区域が生じまして、本町でも87世帯において恒久対策が必要であるとの情報を総務省デジサポのほうから受けております。前の議会の答弁でもございましたけれども、地デジの難視対策につきましては国の責任において実施されることとなりますが、現在は電波の受信点、電波をとれる点を調査する段階にございまして、デジサポなどから、国から要請があればできる限り町はそれに協力をしてまいりたいというスタンスでございまして。

近隣町村では国の地域情報通信基盤整備事業によりまして光ファイバー網を整備し、地デジの難視解消と高速インターネットの両方を実現した町村がございましてけれども、本町におきましてはこれから検討する段階でございまして。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 3点ほど質問したいと思っておりますけれども、難視世帯87世帯というふうに言われておりますけれども、これは共聴アンテナで対応している地域を入れていないと思うのですが、共聴アンテナで難視対策を図っている地域も含めたら、実際には地デジの難視は中頓別町内で200世帯を軽く超えるのではないかと思います。中頓別町は、地デジ一大難視地域ということになるのではないかと思いますけれども、国のやることだから、できる限り協力はしますということであれば、何かまるで人ごとのようで、国の出先機関か何かではないかと思えるようなお答えに聞こえました。住民の立場に立って考えていただくことはできないのでしょうか。

1つ目ですけれども、今のようなお答えだと難視世帯のそれぞれが個別に総務省のデジサポとやりとりをする、そして自分の家の難視を解消すると、そういうことになるのでしょうか。中頓別町の少なくない、かなり多くの住民の困り事なので、大変困っていることなので、もっと積極的にどうするのか、どうなるのか総務省のほうに働きかけて、住民への情報提供というようなことはできないのでしょうか。

2つ目ですけれども、現在の87世帯、およそ87世帯ですか、その難視の地域に住む方々の声とか実態はどのように把握していらっしゃいますか。

3点目ですけれども、光ファイバーの件ですが、大変お金がかかるということは前にもご答弁をいただきました。今もこれから検討する段階ということですが、光ファイバーをお金もかかるけれども、やるのか、やらないのか、その結論を先に出すことが大事ではないかと思うのです。そういう光ファイバーのことをあいまいにしておいて、地デジ対策だけ一時しのぎ的にやると。二、三年か三、四年かして、やっぱり光ファイバーをやることにしますということになってもこれは後の祭り、またまた大きな無駄遣いにもなるのではないかと思います。光ファイバーということでは、私も余り詳しくは知らないのです。でも、光ファイバーが必要かどうかということでは、今市街地に住む人とかパソコンに余り縁のない人にとっては何の不自由もしていないし、関係ないということかもしれませんけれども、例えば全町民にかかわることとして町内にかける電話が料金が無料になるだとか、ケーブルテレビを取り入れるとすれば議会とか町内的な行事、それから大事なお知らせなんかを家にいながらにしてそういう情報を得たり、音声と映像で役に立つ情報を得る、それから楽しむ、そういうことができる。移動の困難な人でも家にいながらにしていろんな情報を得ることができる。それとあと、電子化というのはいろんな面にわたってきっと国策だと思うのです。もっともっと進んでくると思うのですけれども、10年後、20年後、30年後の町の様子を考えたときに、今ではないです。ちょっとした将来を考えたときにはやはり光ファイバーは必要ではないかなと思うのです。

では、光ファイバーの件も含めまして3点ほど質問いたします。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） まず、1点目、総務省と個々が個別にやりとりするのかと、住民への情報提供ということでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり今受信点の調査、そのお宅の例えば個別のアンテナ対策で何とかなるということであれば一番電波が受け取れる場所がどこかというような調査を今している段階ですので、それに当たりましては住民の皆さんに何月何日総務省から委託を受けた業者がどこどこに入りますというような橋渡し的なことはこれまでもやってきておりますし、今後とも旬報、広報を通じて、あるいは個々に行っていくということでご理解を願いたいと思います。

それから、87世帯の声をどのように把握しているかということでございますけれども、要は87世帯に対してどのような対策が必要かということだと思うのです。これは、今申し上げたとおり個別の高性能アンテナで対処できる場所もあれば、何世帯か集まって共聴施設というふうになる場所もございますでしょうし、個々の声については把握はしておりませんが、今後対策がそれぞれ決まっていくと思うのです。そのときについては、これは普通の難視対策と同じでありますから、ある程度住民への説明会等がまた必要になってくるのかなと。説明会はこれまでも実施しておりますけれども、具体的な対策が決まればまたそういうものが難視対策として必要になってくるのかなというふうに考えております。

それから、光ファイバーの関係でありますけれども、これは確かに近隣町村で枝幸町が

行い、あるいは猿払村が行っております。ただ、事業費を見ますと猿払村で10億380万円、それから枝幸町においては事業費が30億円、補助基本額が26億8,800万円というような膨大な数字になっておりまして、確かに過疎債が使えますし、交付税で措置される部分もあるわけでありまして、ここは恐らく21年度に手を挙げて実施したということですが、先ほどまずやるか、やらないかを決めるべきだというお話がありましたけれども、本町の場合ご承知のとおり20年、21年度早期健全化団体にありました。浜頓別町も20年度そうであったということで、起債を発行するような財源的ゆとりも恐らくなかったのではないかなというふうに考えられると思います。そういったこともあって、やる、やらないの判断も多少は先送りされているのかなというふうには考えるところでありまして、やはり原点に戻りますけれども、難視対策についてはこれは国が国策でやったことでありますから、あくまでも責任を持ってやることでありまして、最後まで責任を持って国の責任でやってもらうということについては、平成20年のときに本多さんが同じ質問をされておりますけれども、その見解は変わらないということをご理解を願いたいというふうに思います。もし答弁漏れがありましたら言っていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 答弁漏れというのはありませんけれども、あくまでも国の責任でやってもらう、町としてはタッチしないということではないのでしょうかけれども、積極的には動かないという、そういう姿勢なのですねということを確認したいと思います。

今のご答弁だと難視対策と光ファイバーを切り離して考えられているような気がするのですが、これ地デジの難視と光ファイバー、別個の問題としないで、やはり光ファイバーの利点をもう少し考えて、将来どうすべきかということを考えていただきたいと思うのです。

それから、地域の実態とか声は把握していないということですが、国の責任でやってもらうにしても地域の実態とか声はこういうものであるということは把握ぐらいはすべきではないかと思うのです。どういうふうな考えの人がいらっしゃるか少し聞いてみたのですが、やっぱり今難視の地域に住む人というのは今までもテレビの映りが悪いということで大変苦勞をして、お金もかけてきていると。そして、今のBSデジタル放送は東京中心の番組で、新聞の番組欄も実態に合わないし、関東の天気予報が放送されるし、日本ハムの試合も見られないと。インターネットについても大変不便である。これは、中継地点から2キロ以内の市街地に住む人々にはわからないことだろうと思うけれども、インターネット環境がまるで違う。それから、デジタル波は天候に左右されるので、夏はよくても冬は映らないだとか、だから高性能アンテナを立ててケーブルを引いても本当に冬でもそれが見られるのかということは大変心配だというような声もあります。やはり暫定放送、今の5年間といっても実際には1年過ぎてしまつてあと4年間ですけれども、暫定放送の後どうなるのか。例えば高性能アンテナを立てて、ケーブルを引いて、自己負

担はそのときはほとんどないか、少ないにしても、そのアンテナとかケーブルの維持管理経費はどうなるのだろうかというような心配もあります。

光ファイバーの点ですけれども、中頓別町ではやはり町を挙げてずっと移住者、中頓別町にどうぞ皆さんたくさんおいでくださいということ、そういう政策を推進しているわけですけれども、新規就農であるとか2地域居住、それからおためし暮らし、そういう方々にとってみても光ファイバーは大きな大事な要件になっているのではないのでしょうか。それから、光ファイバーはなかなか難しいということはおっしゃいますけれども、その光ファイバーのメリット、デメリットということが余りよくわかっていない人も私も含めていると思うのですけれども、そのこところはつきり詳しく示して、いろんな場で住民の人たちの意見とか要望も聞いてみる必要はあるのではないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 再質問の中身がちょっと全部把握できたかどうかわかりませんが、まず地域の声を把握していないというご指摘がありましたけれども、これについては国に協力する形でできるだけ今後把握をしてみたいなというふうに考えております。

それから、難視と光ファイバーを切り離していると、光ファイバーの利点を考えてみたらどうだというお話でありましたけれども、確かに今そのような状況で進んでいるのではないかなというふうには思います。ただ、この光ファイバーにつきましては、先ほども事業費の話で触れさせていただきましたけれども、仮に今国が持っている新たな事業、光の道構想というのがありますけれども、この事業にのるということにいたしましても非常に審査基準が枝幸町、それから猿払村でやったときに比べてきつくなっているという話も伺っております。ブロードバンドサービス開始から2年後をめどに整備対象世帯数、これは恐らく全町を指すことになると思いますが、その半数以上の加入が見込まれなければならないというような大変前制度に比べてハードルが高くなっているということがあろうかと思えます。それから、私もアナログ人間でありますので、デジタル系のことはよくわからないのでありますけれども、技術の進歩というのは日進月歩でありますから、果たして光ファイバーだけによる通信が今後もメインになるのかどうかということもややわからない問題なのかなというふうに思います。それから、光ファイバーを敷設しているところにつきましては、少なくとも中継施設についてはその中に入っている機械類については5年から6年の間に更新が必要であろうというふうに言われております。それから、ファイバーのほうにつきましても15年から20年後に少なくとも更新が必要だろうというふうに言われておりますので、その際のランニングコストを考えているかどうかと、その手当てを考えてやっておられるのかどうかということも非常に心配するところでもあります。

BSの暫定放送を見られている方については、お隣とテレビ番組で話題が合わないということでは一刻も早く解決してあげたいということでは思いは同じでありますけれども、そういったことに対する財源、それから権限、それから技術力に関してもこれは町村には

ございませんので、先ほど来申し上げているとおりやはり国の施策に少しでも協力をして解決を図っていくという方法しか今のところはないのかなということでご理解願いたいと思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） それでは、2点目の質問をしたいと思います。

インフルエンザ予防接種の非課税証明を省略することはできないか。インフルエンザの予防接種料金が全町民を対象に500円になり、大変喜ばれているところです。しかし、非課税世帯は無料ではありますけれども、その証明書を取得するために400円かかるため、その差額はわずか100円です。証明をもらうために役場に立ち寄り、さらに病院まで行く、こうなると歩くことや車の乗りおりも大変な高齢者にこういう手間がかからないよう、そして実質無料となるようにできませんか。例えば一定年齢以上は課税、非課税に関係なく無料にする、あるいは病院に非課税世帯をあらかじめ知らせておくなどの配慮はできないでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） インフルエンザ予防接種の非課税証明を省略することができないかという質問につきまして、小林課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） それでは、私のほうからご答弁申し上げます。

インフルエンザの予防接種に関しては、接種を受けられる方にも一定の負担をしていたくことを基本と考えておりまして、生活保護及び非課税世帯についてのみ費用負担をなくし、それ以外の方については500円負担していただいているということでありまして。ご指摘のとおり非課税世帯については、非課税証明書を添付する取り扱いとしており、500円の負担をなくすために証明書の発行手数料として400円の費用がかかっているということですので議員のご指摘のとおりであります。ただ、このことについては、昨年の制度導入時にもやむを得ないという判断のもとスタートしておりますので、現時点ではありますが、今年度におきましても昨年度と同様に実施することで予算措置等も含めて準備を行ってきているところであります。

先ほどご意見をいただきました病院への非課税世帯の通知についてでありますけれども、個人情報保護の観点から本人からの依頼などの手続がある場合を除いては基本的に困難ではないかというふうに考えています。ただ、実質的に非課税世帯とそれ以外の負担の差が100円ということでありまして、役場窓口で申請を行うなどの手間がかかるということから、非課税世帯に該当する方でも実際に500円の負担をして接種を受けている方も多くいたというふうに推察されるところであります。これらを解消する方法として、非課税の確認方法ということについて少しお時間をいただいて、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 確認の方法について検討されるということですので、それはそれでいいのかもしれませんが、黙って500円払って接種を受ければいいということを考えている人もいる反面、その非課税証明を出さなくてはいけないというふうに律儀にやっぱり思っている人もいるわけです。特に高齢者のひとり世帯、高齢者のみの世帯には配慮が必要だと思うのです。

病院への非課税世帯の通知は大変難しいというようなことを言われましたけれども、役場から病院に情報を提供する、非課税通知を行うということについては、個人情報保護条例の第1条に当てはめて考えてみるとそんなに難しくないのではないかなと思うのです。そして、現に除雪支援事業の対象者の方は恐らく民生委員さんなどが回ってこられて、課税状況を調べていいですかということで本人の同意をもらって調べられているのではないかと思います。非課税通知はそんなに難しいことなのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 今議員もおっしゃっているように基本的にはご本人からの依頼等ということが前提になるということでありまして、窓口に来られてから役場との間での確認とかというようなことで、できるだけ負担をかけないでそういう方法をとることも1つは考えられるかというふうには思います。

ただ、今ちょっと私どものほうで検討しているのは、例えば後期高齢者の方の医療制度の対象になる方などにつきましては限度額を認定する認定証というのがありまして、入院などしたときに高額療養費がかかった方、その限度額を認定するための証明書みたいなものがありまして、これらについては保険者のほうで本人からの申請があれば発行するというような取り扱いのものが実際あります。例えばこれらについては、発行される方については世帯全員が非課税ということで、要件としてはこのインフルエンザの非課税で無償化できる方と一致するというところがありますので、こういったような認定証などの提示をもってできればもっと簡易に非課税という形の取り扱いをしてあげることができるのではないかなというようにもちょっと考えています。ただ、非課税であっても、後期高齢とか国保については同じようなそういう仕組みがあるのですけれども、それ以外の方についての方法などについては、全員がこれで行けるということではないところもあるので、そういったことを含めて少しお時間をいただいて、基本的な考え方といたしましては非課税の方で特に高齢の方が多くいらっしゃいますので、できるだけご負担のない形で取り扱いできる方法を検討したいというふうにご考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） なるべく高齢者の方に負担のかからない、いい方法をそれでは考えていただきたいと思います。

しかし、ちょっと疑問ですけれども、それほど個人情報の取り扱いについて本人の依頼

が基本であるということで非常に慎重になっていらっしゃるということはよくわかりました。しかし、役場から病院への例えば非課税通知、インフルエンザ予防接種のためだということで非課税通知をしても携わる人は町の職員です、どちらも。その間で情報が漏れたり、それを悪用されたり、目的外に使われるという心配は全くないと思うのです。それでもやっぱりできないのでしょうかと思うのです。

高齢者の方の声ですけれども、参考までにお聞きいただければと思います。タクシー券というのを確かに年間何枚という形でもらっているのですけれども、近い距離を乗るときにタクシー券1枚で済むのだけれども、厳密に言うとタクシー券プラス現金20円払うことが必要だと。行き20円、帰りに20円払うと、現金として40円必要であると。証明書代に400円、そしたら440円払って差額は60円にしかならない、そういうような実態もあります。だけれども、その方は、お金がどうのこうのという問題を気にしていらっしゃるわけではないのです。証明書をもらうというその手続、若い人には何でもないことだと思うのですけれども、車をおりて窓口行く、窓口に行って紙にいろいろ書くと。窓口の方は親切に教えてくださるのだけれども、すらすらと字を書くということは大変難しい。せめて判こ押すだけというのだったらまだしもというようなことをおっしゃっているわけです。来年度に向けていい方法が見つかるようにぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。町広報掲載の個人情報のインターネット公開はやめるべきということで質問いたします。町の広報は、毎号全ページがインターネット上で公開されていますが、最終ページのうぶこえ、えんぐみの欄、これを住所、氏名ともに公開することは問題ではないでしょうか。今までのところこのことで犯罪等の被害者になった例はないかもしれませんが、住民の個人情報の扱いは慎重にしていきたいと考えます。今後の対応を伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 町広報記載の個人情報のインターネット公開はやめるべきという問いにつきまして、総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） ご答弁を申し上げます。

これまでも窓口では出生、婚姻、死亡についての情報を広報紙に掲載してよいかご本人、親権者等の了解をとった上で、これは先ほどお話がありました、個人情報保護条例の11条による承諾のことだと思いますけれども、これをとった上で掲載してまいりました。今後も広報紙のうぶこえ、えんぐみ欄に掲載された内容をホームページに掲載してよいか可否をお聞きした上で続けたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 今のお答えですと、了解をとった上で広報紙に掲載してきたということですが、そしたら今までは広報に掲載してよいかという了解をとっただけで、インターネット上でも公開してもいいのですかということをお聞きできなかったのかどうか。

その広報掲載の了解をとっただけでインターネット公開もしていたのですか。その点を伺います。

それから、今後の対応として可否を聞いた上でインターネットに掲載するということなのですが、この個人情報、住所、氏名、年齢もわかってしまいます。そういう重要な個人情報をわざわざ可否を聞いてまでインターネットに掲載しなければならない必要性和その理由を伺います。個人情報保護条例では、住民の個人情報の保護は大変重要だということがうたわれているのですけれども。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 端的に申し上げますと、広報紙に載せるということはその可否を承諾を得て載せるということをとっておりましたので、それは既に一般化された情報ではないかなということでインターネットに載せるかどうかという可否までは聞いてはおりませんでした。つまり一般のお宅で配布された広報紙を自分でパソコンの中に取り込んで載せるということもこれはインターネットの世の中ですから十分可能なのだろうなど、どなたもやり得ることなのだろうなということもあろうかと思えます。それで、念のため今後はインターネットにも載せてよいのですかどうかと、その2つの承諾をいただいた方の分を載せていこうかということでもあります。今本多さんから言われましたけれども、個人情報保護法については保護と利用をうたっているわけでありまして、いささかその保護に偏った過剰反応があるのではないかなというのは先ほど非課税証明のところでは本多さんが申されたことではないかなというふうに考えております。ただ、この慶弔等の事柄を載せるというのは、今言われたとおり一方で個人の秘密を載せるのだという指摘もあろうかと思えますけれども、地域の話題としてこれほどどこでだれだれが生まれたと声をかけ合う、あるいはそういったコミュニティーのきっかけとなるという声もありますので、確かに廃止をしている自治体もふえてはきているわけではありますが、両方のことのバランスをとってといいますか、本町としてはそういった慶弔については地域の話題としてコミュニティーの形成に役立つのではないかなという理由を重視いたしまして載せているということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 私も広報紙に地域の話題としておめでたいことであるとか、お亡くなりになった方だとかお名前を町の広報紙に載せて町民に配るということは、それはよいことというか、それは構わないと思うのです。本当にご答弁のとおり町民の一人としてお祝い事があつたらよかったねと喜びたいし、お悔やみ事があつたら町民の一人として残念だねとご冥福をお祈りしたいと、そういう気持ちみんな持つと思うのです。地域の話題としてコミュニティー形成のきっかけとなるし、重要であると。そしたら、インターネットに公開しなくても、町の広報紙は全世帯に配られるのですから、その範囲で十分だと思うのです。インターネットではるかかなた、地球の隅々、それから東京やら九州の人がインターネットで見てもそれが地域の話題とは結びつかないと思うのです。インターネッ

ト公開は、全く今のお答えでは必要性がないと思います。十分本当に必要なかどうか検討していただきたいと思います。

それから、大変矛盾という点では先ほどの非課税通知、これは住民のためになることなので、やっではどうかなと思うことなのですけれども、そういう住民が必要としていることをやらないで、特に住民からインターネットに掲載してほしいという強い要望もなければ、住民の方もおっしゃっているのですが、インターネットにまで公開されているというのは知らなかったとおっしゃるので、そのあたり何か非常に個人情報の保護の取り扱いということで矛盾があると思うのですけれども、この点いかがですか。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 昔ですか、多分平成17年ぐらいまでなのでしょうか、広報紙については町外の方にも送ってほしいという、中頓別の出身者とか、あるいはえにしのある方、ふるさと会の方たちもそうなのでありましようが、送っていたという経緯があると思うのです。それが行革等の関係で送らなくなると。それと、インターネットの発達もありましたので、このようなことをしたのではないかなというふうに考えております。矛盾があるかどうかということについては、これはやはりできるだけ広い方に知ってもらいたい。それがたまたま全世界の方が見れるということでもありますから、決してそういうことを目的にして始めたわけではないと思うのですけれども、多少見解が異なるところかなというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 回数の制限もあることなので、これに対して答弁は要りませんが、全世帯の方に知っていただきたい、これは中頓別町の町内に住んでおられる方で十分ではないでしょうか。町外に住んでいる方にまで全部知っていただきたい、町広報掲載の全部、個人情報に関することまで漏れなく知っていただきたいという必要性はないように思われるのですけれども、その点インターネットというのは便利な点もあり、なかなか思いもかけない事態に巻き込まれるという事態にもなるものだと思いますので、検討をいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで本多さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号3、議席番号4番、東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 4番、東海林が一般質問をさせていただきます。私は、2点ほどありますが、1つは老人ホーム利用者定員増の検討をしていただきたいということでもあります。

老人ホームの存在は、この町の経済、福祉に大きく貢献しています。人口の維持と地域活性化のために増設をし、定員をふやす考えはありませんか。また、老人保健施設や他の福祉施設誘致の検討はされていますか、伺います。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 東海林議員の老人ホーム利用者定員増の検討をという質問につきまして、小林保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

老人ホームに限らず福祉施設は、福祉サービスにおいて重要な位置づけであるとともに地域の経済にとっても大きな存在であると考えております。とりわけ今の本町にとって福祉施設がもたらしている雇用や地元消費などの経済効果は大変大きなものとなっているというふうに認識しております。ただ、昨年度策定されました高齢者保健福祉計画、介護計画の中では基本的に現在ある施設を前提とした計画になっておりまして、増員、新たな施設の必要性についての踏み込んだ議論がなされていないというのが現状であります。

今後についてでありますけれども、今回のご意見を踏まえて関係機関などとも協議を行い、まずどのような可能性があるのかというような点について調査を行ってまいりたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 再質問させていただきます。

まず、行政の姿勢として高齢者保健福祉計画、介護計画にのっていなかったと、議論されていなかった。それはされていなかったでしょう、町にその考え方がなかったということになれば。そういうことでしょうか。基本的にされていないから議論するというのではなくて、担当者であればなおさら中頓別町の福祉の町の宣言も含めて福祉の町を高らかにうたってきた当町がますますこの福祉の問題に重要な立場でかかわっていかなければならないというのが町行政だと思うのです。

きのうの新聞でしたでしょうか、おといねっぶ美術工芸高等学校の存在について音威子府村の村長さんがこう言っていました。おといねっぶ高校は村の宝だと。そして、村の産業だ、最大の産業だと、こういう言い方しているのです。音威子府村の立場だったらそうでしょうか。900人の人口で、生徒が115人、教員が27人、相当なパーセントで高等学校の存在があるわけです。かつてありましたこの高等学校もなくなってしまつて福祉施設に変わったから、それはそれなりにまた効果が期待されるわけですが、当町における福祉施設の位置づけは、これは大変なものなのだよと言葉で言う以上に福祉施策並びに地域経済の活性化における役割というのはとんでもない大きいものだと思うのです。長寿園、厚生園がなかったら、この町もう吹っ飛んでしまうのではないですか。そのぐらいのつもりで、ではこの町にどんな産業を呼び込めるのか、これはどう考えても難しいことは我々もみんな承知しています。住民も承知しています。やれるとしたら福祉の領域だなという思いを持っている町民はたくさんいるわけです。ですから、計画にないからとかと言わないで、これ考えて1年やそこらでできるものではないので、少なくとも3年やそこらはかかるでしょう。また、可能性の問題からして国との折衝もあるでしょうし、ただ私がここへこれを出したのは、南宗谷の福祉法人のそれなりの方と話し合ったところ、当然我々と

しても町からいろいろ恩恵を受けて経営しているけれども、何か町のためにやるとしたらそういった形で増員、増設してやるよりしようがないなど。それは、だけれどもまたそういうことになる町負担になるな、そういうジレンマにあるのだというお話も聞きました。ですから、可能性があるのか調査を行い、調査って何なのかわからないのだけれども、その辺ぜひ施設の関係者の皆さんとよく協議して、少しでも可能性があるとしたら増員、増設をしていただく道を選んでほしいなと思いますし、もう一つは老人福祉施設といわゆる厚生園の施設はあるわけですが、そのほか福祉施設といううちにはこども園があります。そのほか児童福祉施設だとかいろんな施設まだまだたくさんあるのです。まだまだ、まだまだたくさんあるのです。その誘致というか、設置可能性を調査したことがありますか。調査というのは、そのところぐらいの話だと思うのです。親に恵まれない子供の施設もありますし、肢体不自由児の施設もありますし、いろんな施設がたくさんありますから、その可能性をぜひ考えていただきたいなと思います。それこそ調査していただきたいと思います。

そこで、実際にそういった関係者との協議を進めていく姿勢をきちんと持てるのかどうか、その辺再質問したいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

まず、社会福祉法人である南宗谷福祉会の意向がはっきり言ってどういう考え方をしているのか、こういう認識をしなければならぬだろうと思います。そういう意味では、やっぱり南宗谷福祉会と十分意思疎通を図って、もしか南宗谷福祉会が老人ホームの増員や何かを考えているのだと、こういうような話になれば町としても全面的な協力をしていかなければならぬだろうと、このように思います。私が今聞いている範囲では、特養の施設が昭和51年に建設をされて36年目に入っていると。こういうことからして、当時は施設としてはよかったのかもしれないですけども、今のような施設としてこれから特養を運営していくのは大変難しい状況にあると、こういうようなことで南宗谷福祉会では特養施設の改築、改修というのですか、そういうものをどのぐらい経費がかかるのか調査をすると、こういうような意向も聞いております。そういう面でこれから担当課長等を派遣をしながら、南宗谷福祉会の意向を調査してみたいなと、このように思いますし、またいろんな福祉施設、東海林議員から話がありました。私どももそういう施設の誘致等については調査等もしておりませんから、今後そういう意味での調査も踏まえて検討を進めていく必要があるのかなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 町長の答弁では非常に積極性があるなというふうに評価できました。ぜひよろしくお願ひしたいと思いますし、ただ私は施設の方との話し合いの中では、現特別養護老人ホームの施設自体を今の4人扱いから少なくとも2人扱いに直さなければならぬ、そういった意味の改修、改築みたいなものがさらに今迫られていると。その中

で増設が可能かどうかというのは大変厳しいものがあるよという話も聞いています。ただ、もう一つ大きな課題は、実は次の質問なのです。そこで、ぜひ何とんでも法人との話し合いが大事だと思いますので、そこら辺積極的に詰めていただければと思います。

次の2番目の問題が福祉施設職員、いわゆる介護福祉士等の確保ということなのですが、今の話し合いの中で仮に増設する、20人か30人でも増設するという事になれば、少なくとも20人近くの施設職員をさらに増員しなければいかぬだろうと。そうした場合、今ですら福祉施設の職員確保が非常に難しいというふうなお話がありました。増設するのはいいのだけれども、職員配置が大変難しくなるよと、こういう言い方をしています。これがどの程度大変なのかよく実態としてはわからないのですけれども、まずなかなか募集をしても集まってこない。それから、いろんな説明会に行っても都市部の説明を受ける人で、過疎地域のほうの施設の説明に来る人がほとんどいない状況があるのだということをつくづく施設の役員の人は言っていました。そういうことも含めて、1つはそしたら福祉施設を大事にする町、それから福祉施設にかけてもいいような考え方でいるとすれば、その職員、マンパワーというのですけれども、職員確保が大事だと思うのです。そのためには職員になろうとする人たちの応援のシステムを構築するというのも大事だろうと思うのです。それで、ここに書いてありますように現在でも福祉施設職員の確保は困難と聞きました。医療職員の奨学制度と同様の制度制定の考えはありませんかということを変更して伺います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 福祉施設職員の確保について、小林保健福祉課長に答弁をいただきます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

福祉施設における職員確保については、大変厳しい環境の中で苦勞されているというふうに認識しています。人材確保とその人材が地元に着定してくるため、現状における課題や問題点を整理する必要があるというふうに考えております。

奨学制度に関してでありますけれども、町には医師、看護師等でない場合育英会の貸付制度というのがありますが、今求められております福祉の専門職の人材確保のための特別な制度の必要性ということについて関係機関から十分事情を聞くなど、先ほどのご質問いただいた今後における施設の増員、新設という問題とあわせて調査をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 再質問いたします。

事情は先ほども申し上げましたけれども、現実には施設の皆さんが職員確保に非常に困難をされているということです。それは何かというと、1つは大都市を好むということ、それは給料ではないというような医療職員と似たようなことが言われるわけです。そこで、

やっぱり看護師等々の養成も結局は中頓別町の病院に勤めてほしいからそういう養成制度をつくったので、そういう意味では同じように介護職員についても援助をして、当町に一定の勤務をするということの条件づけをして、それが必要でないかなと思うのです。そこで、私は必要だから言っているのです。それが必要かどうか、制度上必要かどうかという問題でかわされたのではちょっと私の意図と反するのです。必要かどうかというのは、私は必要だと。だけれども、あなたのほうで必要でないというのであればいいけれども、必要かどうかこれから検討するのではなくて、そんなのがあったほうが一人でも二人でもここに定着する職員がいる可能性があるということであれば、これ利用しないと言われたらどうしようもないけれども、それがあから利用してほしいという、その辺の調査は、調査というか、必要性はこれは調べてもらわなければならないと思うけれども、私は必要だと思うので、ぜひこの制度を、これは町側だけでなく施設側とも相談しながら、制度化が必要かどうかそれこそ検討していただければと思うのですが。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議員がおっしゃるようにこの制度の必要性ということに関するご意見を重たく受けとめて、検討したいというふうに思います。

私どものほうでも施設等若干事情をお聞きしています。現状におきましては、そもそも福祉の専門職を養成する学校等においても定員割れを起こしていると、都会の学校でも。これは、医療と比べて福祉の職員の処遇が、これは国の制度ということに絡むところでありまして、やはり十分とは言えないところもあって、そもそも若者の中で福祉職を志向する人が大きく減っていると。さらに、議員がおっしゃったように都会への志向が強いと、こういったようなことが問題になっているのかなというふうに思います。今南宗谷福祉会では、専門学校を卒業された方ではなく、地元の高校を卒業された後、施設で働きながらその資格を取ることを奨励する、その資格を取ったことに対しての報奨制度というような形で職員の確保を図っているというふうに伺っております。また、福祉の専門職いろいろ強い思いを持っている方も多いので、一定年数働くとまた次のステージというか、より高いレベルの仕事を自分なりに考えて施設をかわっていくというような志向もあるというふうに伺っております。決して奨学制度が必要ないということではなく、今言ったような実態を踏まえて、こういう福祉職の人材確保をする方法について幅広く検討した上で、この奨学制度についても検討させていただくというふうにご理解いただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 再々質問ではないのですが、私もその施設の職員が高卒なりで職員に入り、あれ3年間勤務実績必要なのです、介護福祉士の場合は。それで、1人、2人とその資格を取っているという、そういう奨励制度も園として、施設としてやっていることも聞いています。それはそれで頑張っているなと思っているのですが、やっぱりマンパワーを確保するためにそれだけでは間に合わないと言っています、実際は。ですから、やっぱり学卒者を確保するというのも大事な方法であるというふうに言っておりますので、

ひとつこれ制度利用をするかどうかという不安は私にもありますけれども、できればそういう条件だけは、受ける制度だけは確保してやるというのも一つの手かなと思いますので、よろしくどうぞご検討をいただければと思います。これは、今までのご答弁いただいた内容をいただいておりますので、ご答弁はあえて必要ありません。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了いたしました。

若干時間はありますけれども、ここでお昼のための休憩をとりたいと思います。1時から再開したいと思いますので、よろしくお祈りします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

会議に入る前に午前中テレビの視聴者ですけれども、町民センターのほう1名、役場のホールのほうが1名、合計2名ということですので、報告しておきます。

また、農業委員会の角川会長が午後から出張のため欠席するとの申し出がありましたので、お知らせをしておきます。

それでは、引き続き一般質問に入ります。

受け付け番号4、議席番号7番、柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 7番、柳澤です。質問に入る前に、このたび2点ほど質問事項として挙げましたけれども、2点目の限界集落の葬儀への町職員派遣につきましては先ほど町長から行政報告がありましたので、割愛させていただきたいというふうに思います。

それでは、役場の組織体制の見直しについてお伺いしたいと思います。このたび戸籍窓口や産業建設課等において不祥事があり、改めて行政の問題点が浮き彫りになっているというふうに思います。言うまでもなく行政の責務は町民福祉の増進にあり、また職員は公正かつ適正に職務を遂行しなければなりません。このことによって町民からの信頼を回復するために次の点をお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、グループ制はうまく機能していますか。

2点目は、現在の職員数は適正であると思いますか。

3点目は、職員の資質向上の策はとられているのか。

以上の点についてお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 柳澤議員の役場の組織体制の見直しをの質問につきまして、和田総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、ご答弁を申し上げます。

まず、1点目、グループ制はうまく機能していますかという点でありますけれども、グループ制導入時から行政の総合力の向上を図り、より弾力的、機能的な組織運営を目指してきましたが、職員同士の横の連携がまだまだ十分とは言えないところがあると考えられ、より一層充実を図りたいと存じます。

2点目であります。定員管理計画は、平成27年4月1日で普通会計上の職員数の目標を41名と設定しておりました。定員管理計画に含まないこども館の職員を除けば本年4月1日現在でちょうど41名でありまして、急ペースで計画が達成されたことになると考えております。昨年度も1名の採用を予定しておりましたけれども、これを果たすことができず、行政を執行する上で大変厳しい職員数に直面していると認識しております。

3点目でございますが、専門的な事務研修に積極的に参加させることに加えまして、宗谷町村会、北海道市町村職員研修センターなどが主催する研修に多くの職員を参加させ、事務能力の向上を図っているところであります。また、処分等を受けた職員に対しても上司が地方公務員としてのあるべき姿を再教育するなどの対策をとっているところでございます。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 1点目と2点目は、かなり関連するのかなと思いますので、ちょっとまとめてお伺いしたいと思うのですが、職員数、定員管理計画、平成27年に41名を設定して、計画としてはそういう計画を立てて、それは現在もう達成していると。それだけをとれば順調過ぎるぐらい順調にきているのかなと思うのですが、計画、41名が本当に適正だったのかどうかという点について現在どう考えられているのか。やっぱり計画を立てたときとその情勢は変わるわけで、本当にこれが適正だった計画であったのかどうか。それで、私が感じるには、グループ制もそうなのだと思いますけれども、ちょっと絶対数が足りないのではないかなという、これは私の感想ではあるのですが、そういう感じがするのです。それで、現に第7期総合計画、重要なプロジェクトをうたってはいますが、なかなかそれが計画が具体化されていませんよね。それで、一生懸命担当のほうはやっているのだと思うのですが、やっぱり絶対数が足りないのではないかなと。それによって結果グループ制も機能していないのではないかなという感じがするのです。その点をどうとらえているか、まずお聞きします。

それから、41名、41名とただ単なる人数ばかりではなくて、年代層がでは適正な41名になっているのかどうか。町長も財政的に緩くなかったんで、定年補充をしないで済みましたよね。その空白の年数が今ここへきてそれが災いしているのではないかというちょっと気がするのです。その点どうとらえているか。上司の人たちがうまく部下の人たちに仕事を十分教え切らないうちにやめてしまう、定年になるという傾向がないのかどうか、そこら辺をどうとらえているのか、ちょっとそこをお聞きしたいというふうに思います。

それから、職員の資質向上なのですが、聞くたびにいろんな研修には参加させますよ、していますよ、これからも資質向上のためにあらゆる点で努力しますよという答弁は私も前

にも何回も聞いておりますが、大変申しわけないですけれども、逆に資質が向上しているのかどうかちょっと疑わしいなど。もう少しいわゆる先ほど申し上げましたように町民福祉の増進、あるいは公正かつ適正に職務を行う、私は技術的な研修も重要ですが、認識としての研修もちょっと必要なのではないかと。町民の公僕であると言葉では出てくるけれども、本当にそういう認識を胸に持っておられるのかどうか。そういう点においても、研修を受けてもらっても技術的には上がっているのかもしれないけれども、まだ欠けているところがあるような気がするので、以上その3点について再度お聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） まず、定員管理計画の41名が適正かどうかというご質問だったと思いますけれども、当時の書類を見ますとグループごとに職員数1万人当たりの都市を指標として、当時の人口が2,333人でありますから、それで割って行ってこの計画はつくられているというふうに思います。今の人口が2,000人に達していませんので、適正かどうかということになりますと、計画が達成されたとはいえ前提条件が多少異なってきておりますので、ちょっとその辺が基盤は揺らぐかなという気はいたしております。

それから、年代層でありますけれども、きのうちょっと担当のほうから見せていただいたものがあつたのですけれども、たしか40代の前半層が、中間層というのでしょうか、そこが非常に数が少ないという状況、それからやはり20代の数が非常に少ない。20代から30代にかけてが少ないという非常に大きな階段ができているという認識であります。そういったこともあつて、なかなか年代間のギャップもありますので、上司が部下に直接仕事を教えるというような慣習そのものがちょっとすたれてきているのかなという気がいたしております。

それから、資質の向上でありますけれども、確かに技術的な研修といいますか、専門的な研修、例えば戸籍業務でいえば法務局等が主催する研修でありますけれども、そちらには積極的に出てもらっているということでもあります。それから、認識的な研修、地方公務員法の遵守、あるいは地方自治法の遵守ということに関しては、新たに入られた人たちは必ずそういうものを初任者研修で受けているわけでありますけれども、庁舎内で同じく自前の研修、そういう法を遵守するという研修については今のところ余りとられていないということを認めざるを得ないかなと。

それで、グループ制を行う上で適正な人員は何人かというのは、これはなかなか割り出すのは難しいと思うのですけれども、現実として私は今のところ総務課しか見ておりませんが、ある程度の弾力がないとグループ制というのが非常にうまくいかないのかなと。あとそれから、やはり少数精鋭でなければうまくいかないのかなというふうに感じておりまして、そういった意味で少数精鋭にするために研修を行うことが大事ではないかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） どの仕事もそうでしょうけれども、ある程度やっぱり人事を異動させて、それぞれいろんな仕事を覚えていってもらおうということは当然必要なのかなとは思いますが、仕事を覚えたときに、覚えてやるようになって異動してしまう。その覚えた人がそこから離れてしまって、また来た人が一から仕事を覚えるというようなことの問題点がないのかどうか、その点お聞きしたいのと、最後にこれはあくまで町長にお答えいただきたいのですが、今の職員数でこのまんま、ふやせということを私は言いたいわけではないのですが、やっぱり必要なところは必要になってくるのだろうと思うので、現行の流れのまんまでいこうという考えを持っておられるのかどうか。あるいは、多少なりともいつか数がふえてもある程度新たな職員を採用していかなければならないというふうに思っているのかどうか、これは町長にお聞きしたいと。

以上、お願いします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、初めの異動の関係でありますけれども、これは大変難しいことだと思います。特に町の職員はいろんな仕事があるわけです。その仕事をやはりこなしていくということが言えば将来の幹部候補生になる一つの道だと思うのです。私も昭和44年に役場に入りましたけれども、そのとき年金と国保と衛生を兼務していた。そのときに約2年と3カ月ぐらいいましたけれども、そしたら年金というのはどういう仕組みになっているのかというのは若いときに、今から本当に40年も前のことを今でも覚えております、はっきり申し上げて。言えば拠出年金と老齢福祉年金と。そういうことで、やはり若いときにいろんな仕事、職場を歩くことによってその仕事というのは全部が全部でなくても基礎は覚えれると。そういう面では、できるだけ3年ぐらいで若い職員は私は動いて、いろんな仕事を覚えたほうが得だろうと思います。また、幹部職員になるとやはり簡単には動かさない。やっぱり長い間いてもらって部下を指導してもらい、そういう役目も大きいと思います。そういう意味で、私も町長になってそんなに大きな異動はしませんでしたけれども、今回初めてある程度大きな幹部職員の異動をさせていただいたと。こういうようなことで、異動をどのぐらいの期間でやるのがいいのかというのはなかなか難しいと思うのです。そういうことで今後もやはり住民の人たちの町の職員は財産でありますから、その財産を有効に働いてもらって、町民の負託にこたえてもらえるような適材適所の異動を進めていかなければならないだろうと、このように思います。

それから、後半のほうの質問でありますけれども、中頓別みたいな地域、特に職員が何ばいればいいのかという判断は難しいと思うのです。ただ、類似団体、同じような人口規模の団体等々の職員数を基本にしなが、適正な人員というのはこのぐらいかなということの一つの目安として定員管理計画が定められていると思うのです。そういうことで、ただそれだけではなく、中頓別町みたく言えば町独自の財源がないところは交付税が減った

ら義務的な経費、人件費だとか借金だとかというのは義務的な経費でありますから、その部分が大きくなると財政の硬直化を招いてしまって、言えはいろんな施策ができなくなります、はっきり申し上げて。そういう面では一番経費の抑えることが可能なところは、人件費と借金を抑えると、この2つしかないと思います。そういう意味では、今の41名程度の人間で、職員で少数精鋭式で頑張っていたとというのが私の考え方としては基本であります。ただ、本当に昨年も採用できませんでした。これからは、ただ定年退職だとか勸奨退職でやめる職員の補充はしていくと、最低限していくと、そういうような考え方を持って、来年度も今現在2名の採用を予定しております。それから、後期高齢広域連合にも派遣をしている職員が2年間の年数が終わりますから来年は帰ってくる予定であります。そういう面で今の人員を最低限維持をしながら、若干でも職員の減るのを抑えていくと、こういうようなことを取り組んでいかないとならないと、こういう思いを持っておるといふことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それでは、今後とも町民の負託にこたえ、また町民福祉の増進のためにご尽力いただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで柳澤さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号5、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 受け付け番号5番、5番、星川です。まず初めに、1点、丹波屋は保存か、解体か、町としての方向性を伺いたいと思います。

小頓別に建つ丹波屋は、和洋折衷の非常に珍しい大正時代の建築物として平成12年2月に国の登録文化財に指定されております。本町のにぎやかさを今に伝えるいわば中頓別町の顔となっていると思います。現在の所有者は、高齢になりつつあり、老朽化した建物の維持管理が難しくなっていることから、解体をご主人は考えているというお話を聞きました。これまで町は、貴重な文化財として保存の方向で検討してきたと思いますが、所有者に対してどのような支援を今後考えていますか、お伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 星川議員の丹波屋は保存か、解体か、町としての方向性はというご質問に青木教育次長から答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 登録有形文化財、旧丹波屋旅館和館、洋館については、平成11年9月に町教育委員会から文化庁文化財保護部長へ登録手続を行い、平成12年2月15日付で登録をされております。その時点から基礎の土台や柱等の老朽化による腐食が進んでおり、所有されている方からは保存に向けた何らかの支援を要望されてきておりましたが、保存に係る修理、修繕は所有者の負担という基本原則どおり現在まで具体的な支援は行ってきておりません。今後においても所有者みずからの責任において保存をしてい

ただくという基本的な考え方に大きな変わりはありませんが、地域づくり活動支援補助金の制度を活用した維持補修の検討もお伝えしているところです。現時点では、補助を活用して当面居住可能な補修をしたとしても将来住み続けることが難しくなったときの解体などを考えると、その補助の活用は難しいとお話を伺っております。確定したお話ではありませんが、将来的な処分に責任を持っていただける方がいれば何とか住み続けながら保存をしていくことも考えとしてはあるようですので、その方法等について今後も所有されている方と相談しながら、その考え方を十分尊重し、必要な関係機関等への協力を働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 私は、この質問に当たり丹波屋のご夫婦と話をしてみました。その中で、町はどう考えているかはっきりさせてくれと、壊すなら壊す、解体するなら解体で私がやると。これも何年か後にすれば私も動けなくなってきたら解体するのも困難だろうし、また金をかけてやってもらうというならば300万から500万はかかるであろうというお話もしてきました。聞かれましたし、ここ数日間のうちこの丹波屋さんに訪れた観光客といえますか、通りかかりの人ですけれども、10名近く丹波屋さんの2階、3階に入られて、見て帰っております。その前には、山本議員さんもいますけれども、約20台、17台のバイクツーリングの人方があの道路縁にバイクをとめ、そこで記念写真を撮り、またある人は旅館の中のほうにも入ってこられたというような数々の観光客がこの小頓別の地に、丹波屋さんに訪れておりますし、また歌登、枝幸方面の今はこの枝幸町、歌登にはいませんけれども、やっぱり都会に行った方がふるさとに帰ってこられたときにまず立ち寄るらしいのです。まだ丹波屋があったと。あれは中頓別の顔と言っていいほど、小頓別の顔以上ですよね。あれがあったから小頓別、中頓別が栄えたのでなろうかと、そういう話もご夫婦がしておりましたし、これは保存してもらえるのであれば町行政としてやってもらいたい。私は、あと何年ここで生活していけるかわからないけれども、この貴重な財産は町として保存すべきだと。というのは、この国の文化財に指定されたとき、最初はこのご夫婦は否定したらしいのです。でも、行政のほうから進まれて、道、国と持ち上げられていって、ただただ国の文化財になってしまった。今考えればそこまでやらなければ自分なりに解体して、きれいな姿にしていくのが当たり前だったのでないかということをおっしゃいました。これを聞くと、やっぱり当時は本人はそこまで望まないのにもかかわらず、行政が進んで持ち上げていったと。その結末、もう要するに援助も何もできないから、解体はあなたのほうでやってください、それでは行政としてはどうなのかなと私は考えざるを得ません。町が、行政が持ち上げた以上は、やっぱりこれは最後まで行政が担当、手を加え、時にはそれなりの経費もかかるでしょう。今までこのご夫婦は相当な金をかけてきております。私の知っている限りでは、トタンも屋根のふきかえも数回しております。また、個人でもトタンのペンキを塗ったりもしております。本来であれば確かに先ほど答弁もございましたけれども、住居にしているところには手も足も出せないというの

が基本かもしれませんが、行政が持ち上げたところを何で行政のほうで手を差し伸べないのか、これは不思議でたまりません。そのころの勢いは、役場職員のメンバー数名で保存会という構成をつくって、それで丹波屋さんにも来ていたというお話も聞かれています。その方々が一生懸命になったのは、たしか当時の建設課長あたりが一生懸命になったという話も聞いておりますけれども、そこら辺はどうか私は今ではわかりません。保存するに当たりまして、やっぱり町として、この丹波屋さんのご夫婦はインターネットも私以上の年配者ですからそういうのもたしなんではいけませんので、できるのであればインターネットで、丹波屋さんにかかわらず何でもそうですけれども、そういう保存していきたい、いかなければならないものの紹介をして、もし買い手があるのであればそういう方々を交えて今のご夫婦と話し合いをすべきでなかろうかなと思います。前回常任委員会、昨年11月でしたか、やりましたけれども、そのとき次長のほうから保存は前提で、取り消しは好ましくないということも答弁されたのでなかろうかと、私はそう記憶しておりますので、今後町としては、金もかかるかもしれませんが、一回このように登録したものをやはり見捨てるのではなく、もっともっと行政を交えてバックアップしていてもらいたいというのが私の望んでいるところですので、どう考えているか再度お聞きいたします。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 教育委員会としての考え方という形になりますけれども、その保存に対する考え方ということでいけば、まず本町の開拓歴史上大変古い建物で、外観上も特徴があり、貴重な建物であるという考え方に今のところ変わりはありません。ただ、保存ということと活用ということがございまして、その活用の部分で各関係機関等のご意見をいただいているところですが、現在のところ有効な活用策等については見出されていないということが現状でありまして、今後においても所有されている方の努力で何とか保存をしていただければという考え方は変わっていないというところであります。町としては、大きな費用をかけて町が責任を持って保存をしていくという考え方には現在のところなっていないということです。現在居住されている方、先ほど岡崎さんというお名前が出ましたけれども、岡崎さんのほうとは、先ほど議員のほうからもありましたけれども、今後保存に向けて譲渡を受けて保存をしていくというような方の可能性を含めてお手伝いできればというふうなことでホームページ上での紹介だとか、あるいは新聞等での全国的なお知らせ、周知といいますか、そういったことも働きかけをしていきたいというふうな考えております。その辺の可能性について1年から2年かけて結論を見出せばというふうなことで所有者の方ともお話をしておりますので、その辺を見きわめて、また再度関係者の方たちの意見も伺った上で最終的な判断ということになろうかなと思います。最終的な判断の中では取り壊しをせざるを得ないという形になれば、いわゆる国の登録有形文化財の解除の手续という形になっていくかということも視野に入れながら、できる限り所有者の考え方を大切にして対応していきたいというふうな考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） わかりました。でも、先ほど私も言ったようにこれは本人が望んでしたわけでない。行政が望んで、持ち上げてなった登録文化財なのです。そこをもう一回教育委員会として考えてもらいたいし、安易な取り消しの申請は今後教育行政、まちづくりの施策にも悪影響するのでなかりかなと思います。中頓別は熱に燃えて、ちょっとすればすぐ覚めてしまえば身動きもしないというのがこの中頓別だと私は思っておりますし、今後ジオパークについても最初だけ熱心で、熱が冷めればばいではこれは今後町民にとっても行政にとっても大変悪影響になるのでなかりかなと感じしております。最後にもう一回本当に町として、これは町長にお伺いしますけれども、町として保存、保護、活用方法を早急にやっぱり今いる方に対して回答すべきでなかりかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私に振られましたから私の考え方を申し上げますけれども、ゴールデンウイークのときだと思いますけれども、藤井地区で岡崎さんと会って、いろいろお話をいたしました。そのときに町として言えば将来解体をするか、保存をしていくかということができないだろうかと、そういうような話がありました、将来。ただ、私としては大変難しい問題ですね。私がいいと言っても、また次のときがどうなるかわからないので、そういう大変難しいことでありますから、今簡単に、はい、わかりましたと言うわけにはいかないと、そういうような話をいたしました。そのときに岡崎さんは、たまたま道新に北海道の言えば文化的な建物等が連載で出ていた時期であります。そういう中で、有形文化財の丹波屋さんも出ました。全道的というか、上川、留萌、宗谷版だと思いましたが、出ていたので、所有者から全国版等に出して、こういう建物を所有をするような人を探してもらおうという方法ができないだろうかと、こういう相談がありました。それで、枝幸支局の佐々木支局長さんにお話をしまして、どうだろうと言ったら、道新としては全道版、全国紙でないので、全道版しかない、というようなことで、道新としては道内の人たちに所有をしてもらってというお願いというか、情報提供することはできませんけれども、全国的にはできないと、こういうお話でありました。それで、思いついたのが稚内市役所の中に記者室があります。そこに読売等々の記者等もいますから、青木次長にはそこに行って一回相談をして、そして全国紙に言えば有形文化財の丹波屋さんの建物を所有をして保存をしてくれる希望者を募るといふか、そういうようなことも相談をしたらいいのではないかと、こういうようなことで、岡崎さんにも私からは全国紙に出して、そして所有をしたいという人が出てくればまたその時点では岡崎さんと十分協議をすることができるだろうと、こういうお話をさせていただきました。今の段階では、そういう方向性で何とか保存ができればと、こういうような期待を持っているところであります、もう少し時間が必要かなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） わかりました。この保存、保護か、解体かも今の持ち主も焦っ

ているのも現実でございますので、お忘れなく。

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。2人目の医師探しの状況についてお伺いしたいと思います。現在国保病院は、医師1人体制ですが、現院長は肉体的にも精神的にも相当な負担になっているとお聞きしておりますが、そこで2人目の医師探しの状況はどうなっていますか、お伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 2人目の医師探しの状況について私から答弁をさせていただきたいと思います。

平成22年9月から医師1名体制となり、1年9カ月が経過をし、院長には肉体的にも精神的にも大変ご負担をかけているところであります。この間札幌医科大学及び旭川医科大学の地域医療センターや北海道医療対策協議会への医師派遣要請をはじめ、北海道や北海道東京事務所、全国自治体病院協議会などの公的機関への情報収集、求人を行うとともに、インターネットを活用して民間医師紹介事業者への募集広告掲載や紹介依頼、さらに町内出身で札幌市在住の医師などへの訪問依頼などを行っておりますが、医師の不足や地域偏在が深刻な状況にあり、大変残念ですが、いまだ医師確保の見通しが立っておりません。今後とも公的機関、民間医師紹介事業者等を訪問し、地道に医師紹介をお願いし、2名体制を実現できるよう努力をしておりますが、現在のところ大変厳しい環境でもあります。

ただ、今私ども院長といろいろと協議していますけれども、年齢的にいけばお医者さんはいるので。ただ、院長の年齢が49歳です。それで、院長が希望するのは45歳以下のお医者さんをぜひお願いをしたいと、こういうようなことでありまして、ことしに入っても結構58だとか62歳だとかのお医者さんが中頓別町のほうにどうだろうかという紹介はあるのですけれども、やはりそれを院長先生にお話をすると私副院長でもいいですと、こう言われるとなかなか採用できないと、こういうようなことで、今私どもが一番希望して医師を確保するべき努力をしているのは45歳以下の医師であるということでご承知おきをいただければと、このように思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させてもらいたいと思います。

今医師の現院長さんの年齢のことでちょっとお聞きしようかなと思って事務長と相談したのですが、事務長はそれはちょっとうまくないだろうというあれだったので、町長から出されたので、ここで思い切って言うことができます。余りにも確かに現院長さんの年上は望ましくないと言いますが、やはりこういう田舎は若い医師はなかなか来ない、来てくれないというのが現実だと思います。そうであれば、やはり院長さんには目をつぶってもらって、その上の年代の方々にスポットを当てたほうがこういうところには来るのでなからうかなと思いますし、年齢が年上だとしても現院長さんは現院長さんですから、その後年のいった医師が来た場合は副院長でなからうかと

思いますので、余りにもそこを今の院長はこだわり過ぎるのかなと、潔癖過ぎるのかなと
思っております。

それと、もう一点は、医師確保に当たって私は一同級生からいろんな情報を聞いており
ます。これは、前院長と町との裁判が物すごく悪影響していると、それも聞いております。
やはり前院長さんのそこら辺の周り、グループといいますか、そこら辺ではどういふ話が
なされているか私はわかりませんが、私の友達は町内出身でありますし、その前院
長とのいきさつはわかっておる人でございますし、こういうこと、こうなのだということ
で言っていれば向こうもわかっております。でも、こういう悪影響でやはりなかなかこの
地には医師は向かってこないだろうと言っておりますし、今現在裁判を繰り広げている中
でそういった新しい年齢の若い医師は絶対来ないと。そうであれば、今の連帯保証人であ
る方に一括返済してもらってそれで町は終わりですので、そこまで本来であれば早急にや
るべきでなかろうかなとその私の友達も言っております。それが解決すればそれなりの医
師だって派遣できるのでないかという情報も得ておりますけれども、この質問は後にする
宮崎さんにも関連するのかもしれませんが、このことについて町長はどう思ってい
るか最後答弁してもらいたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、前段のほうの質問にお答えしますが、私は今の院長
を言えば最優先にこの中頓別病院に長くいてもらいたい、こういう考え方でありますから、
何をさておいても今の院長の意向に沿った対応をしていきたいと、こういうことでご理解
をいただきたいなと思います。それが70近いお医者さんであれば、そんなに院長として
もこうだあだという話ではないかもしれませんが、60代の前半なり、50代のお
医者さんが来ると、やはり経験年数が長く、そして年齢が近いということであればなか
なか院長としては副院長にしたとしても使いにくいというのですか、そういう面は出てく
るだろうと思います。そういう意味で、私は今の時点では院長に長くいてもらいたいとい
う考え方から、院長の意向に沿った対応をしていきたいということでご理解をいただき
たいと思います。

それから、後半の問題でありますけれども、これ連帯保証人から言えば残りの貸付金を
償還してもらったとしても、相手が先に貸付金を支払う義務がないという裁判を起こして
いるわけでありますから、裁判が終わるわけでないのです。ですから、うちは向こうが裁
判を起こしたから、うちがその裁判に勝ったとしても向こうが払わないと言ったら払って
もらう措置がないのです、弁護士から指導されて。それで、反訴をして勝てば、向こうが
払わないのであれば言えば差し押さえなり、何かもできるよと、こういう指導に基づいて
反訴を起こしたただけであって、決して私反訴したいわけではありません。本人から貸付金
を返してもらえればいいと。そういう関係だけでありまして、私も早くこの裁判が終わる
ことを望んでいます、はっきり申し上げて。いつまでもだったら、だったらしたいと思っ
ておりませんので、そういう面でご理解をいただければなと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 以上で私の質問終わらせてもらいます。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号6番、議席番号1番、宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 受け付け番号6番、議席番号1番、宮崎です。1つ目の光通信と地デジ難視聴の解消について質問させていただきます。

近隣町村では、国の事業で光通信網を整備し、地デジ難視聴の解消と高速インターネットを実現しています。高速インターネットは、若い住民にはもちろんパソコンを使える中高年にとってももはやなくてはならない生活必需品だと思います。光通信は当たり前になりつつありますが、本町の取り組みはどうなっていますか。また、地デジ放送の普及は国策で進められたので、難視聴の解消も本来国が行うべきことですが、本町独自の対策についての取り組み状況を伺います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 宮崎議員の光通信と地デジ難視聴の解消について、和田総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） ご答弁申し上げます。

近隣町村では国の地域情報通信基盤整備事業によりまして光ファイバー網を整備し、地デジ難視聴解消と高速インターネットの両方を実現しているところではありますが、本町ではこれから検討する段階でございます。

また、ご認識のとおり難視聴の解消は本来国が行うべきでございまして、本町としては目下のところは独自の取り組みは考えておりませんが、受信点調査などには最大限協力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） まだ検討段階との答弁ですが、そもそもほかの町村では昨年7月24日の地デジ移行で生じる難視聴を解消するために光通信の整備を間に合わせてきたと思います。光通信に関する国の補助事業制度がありながら、本町がその中で整備ができなかった、そしてこれからはすぐに実現というのは難しいということは先ほどの本多議員への答弁の中にもあったかと思いますが、前の議会で細谷議員が民放ラジオの難視聴解消について質問をされたと思います。それは今どうなっているのでしょうか。地デジの難視聴解消とあわせて取り組むということもできるのではないのでしょうか。光通信もできないそういった町では若者は定着せず、このままでは総合計画の人口目標も実現できないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 今先にちょっとまちづくり推進課と両課にまたがるご質問がありましたので、前回の細谷さんのSTVラジオだったのでしょうか、民放ラジオの難視聴を

解消できないかということについてでございますけれども、まちづくり推進課長のほうで5月の10日、11日にかけて総務省の北海道総合通信局、それからSTVラジオ、HBCラジオのほうへ協議に行っております。結論といたしましては、民放2社にラジオ難視聴に対する要望活動として7月25日に要望書の提出を考えているというところでございます。これは中頓別町だけではなくて、浜頓別町、枝幸町とこの3町で行いたいということでもあります。今のところそういう状況になっているということでもあります。

それから、光と、それから光ファイバーの整備等、難視、難聴を一挙に解決できる道があったのではないかと考えておりますけれども、これも先ほど本多議員のご質問にもお答えしたかと思っておりますけれども、時期的に枝幸町、猿払村が行ったときには、恐らくでありますけれども、本町としてそういう財政事情にはなかったのではないかなということでもあります。たしか枝幸町だと思っておりますけれども、枝幸町の総合庁舎の屋上につけましたアンテナでラジオを受信しまして、その受信電波を光ファイバー網を使って全町に送って難聴のほうを解消しているという事例は確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） わかりました。

今現在光通信は全国で90%以上普及をしています。これは、国と地方の行政機関を結ぶ通信網ではなくて、一般国民にひとしく高速情報通信の恩恵を広めようという国の政策のもとに行われているからだと思っております。今お答えいただいたように枝幸町や猿払村でも実現されているわけですが、やはりそれは手厚い財源措置があったからできたのだというふうに思います。つまり市町村の大小は関係なく、やはり要はやる気の問題ではないでしょうか。もし取り組むということになれば5億や6億、そういった一大プロジェクトとなるはずであり、総合計画へ位置づけるべきだと思います。総合計画の中でも最も大きな事業になるというふうに思いますが、今現在重点プロジェクトのほうからは漏れているのかなというふうに思います。

そして、ラジオの今ご答弁いただきましたけれども、難聴であったり、テレビの共聴アンテナへの補助金ということについては、まちづくり推進課のほうで対応がなされているというふうに思うので、地デジの難視聴についてもまちづくり推進課を中心に実施していくほうがいいのではないのかなというふうにも思います。そういった形で早急に着手をして、地デジ難視聴の解消と高速インターネットの実現の両方を一挙に行うべきだというふうに思うのですけれども、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 私からお答えをいたしますが、今光ファイバーを敷設をした過疎町村、大変維持管理に苦勞しています、はっきり申し上げて。それで、先週全国過疎地域自立促進連盟の役員会がありまして、私も北海道の役員をやっていますので、そこに出席をいたしました。そういう中で、多くの町村がその連盟の本部に何とか過疎債のソフト事

業の中で言えば光ファイバーの維持管理経費を認めてもらうような運動をしなければだめだと、こういうような話が多く出ていました。私もその要望を持って北海道の国会議員のところを歩きましたけれども、余りそういう認識ははっきり言ってありません、国会議員の人たちは。ですから、やはり早急に光ファイバーを敷設をした町村ほど大変な状況になっている実態だと私は思います。ただ、中頓別町は敷設していないので、みんなの話を黙って聞いておりましたけれども、今お話ししたとおり全国過疎地域の自立促進連盟ではそれを一つの要望事項に上げて、何とか国のほうで維持管理経費として過疎債のソフトを借りれるようにしようやと、こういうようなことで今取り進めておりますので、私はやはりそういう状況を余り先走ってやると後で大きなしっぺ返しがかかるので、そういう面も見きわめた中でやっぱり光ファイバーを敷設をしていくということが財政的にもいろんな面でいいのかなと思いますから、そういう面も確認をしながら、できるだけ早く光ファイバーを敷設できるように調査だとか検討だとか、または敷設をした町村に行っているいろんな情報ももらって勉強をしながら、できるだけ早く敷設ができるように取り組むことが必要かなと、こういうようなことで、今いつからと、そういう年度は申し上げられませんけれども、できるだけ早くそういう方向で取り組んでいくと、こういうようなことをお話をした中でご理解をいただければなと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） やはり維持のほうに大変費用がかかるということはよくわかりました。今現在も若い方でも低速のインターネット通信を使われている方もいらっしゃると思いますので、ぜひそういう方々のためにもご協力をお願いしたいなというふうに思います。この質問に関しては以上です。

それでは、2つ目の医師養成費貸付金返還請求訴訟の見通しについて質問いたします。医師養成費貸付金は、連帯保証人のお一人が亡くなり、残る方はお一人だけとなりました。国保病院前院長への反訴の判決も近いと思いますが、控訴により長引く可能性もあります。現在の状況と今後の見通しを伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 2点目の医師養成費貸付金返還請求訴訟の見通しについて、私からお答えをいたします。

連帯保証人に対しましては、医師養成費貸付金の未償還分を弁済するよう要請を続けております。反訴の現状は、町側から提出する陳述書を作成する段階に差しかかっております。町長の陳述書が提出されれば、その1カ月から2カ月以内に証人尋問が行われ、さらにその1カ月か2カ月ぐらいを目安に判決言い渡しとなるのでなかろうかなと。通常そういうことであるという報告を弁護士から受けているところでございます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 前回質問をした時には、新聞にも載りましたが、夏ごろ判決の見通しということでした。最短でいうとご答弁を聞く限りではそういうことになるのかなと

いうふうに思いますが、最長ということで考えると10月ぐらいまでかかる可能性もあるのではないのでしょうか。その前は前年度内にはというような予想もあったかと思います。何か質問をするたびに少しずつ延びていっているような印象を受けます。訴訟とともにこの質問も今丸1年を迎えまして、もし今後もさらに今回の予想よりも長引くような可能性があるという場合にはその主な要因についてもあればあわせてお答え願いたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 陳述書の提出をもとに今、今月の25日に私どもの町村会の顧問弁護士のところへ陳述書の作成のために出かけることになっておりますから、それを踏まえて今後日程等がある程度決まってくるのかなと思いますけれども、前回よりかおくれた理由は前院長の体調によるものでありまして、それが2カ月に1回等々何か入院をしているというような話も弁護士のほうから聞いておりまして、そういう関係もあって延びているということは事実であります。そういうことで、今弁護士のほうの考え方については、10月中に証人尋問が行われて、その1カ月後ぐらいに最終準備書面を提出して、年内に判決言い渡しができるのでなかろうかと、こういうような見通しが示されています。ですから、前回のときと時期的に若干ずれてきているということについては、前院長の体調によるものだと、そういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） ここで弁済と訴訟の関係についてお伺いをしようと思っていたのですが、先ほど星川議員が質問されて、町長がご答弁されておりますので、できる限り早く裁判が終わるように今後も取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。この質問に関しては以上です。

それでは、3つ目の割りばし製造の現状について質問いたします。平成18年度に雇用創出、産業の一つとして割りばし製造に多額の費用が投入されたということですが、その経緯と実態、現在も稼働しているかなど現状を伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 3点目の割りばし製造の現状について、遠藤まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） ご答弁申し上げます。

平成18年6月に地元木材会社からの製はし工場起業化の相談が町にあり、その後事業を実施するに当たりまして北海道補助金みどりの雇用創出支援事業を受けられることになったことから、町としても起業化への支援を決め、事業費総額から北海道補助金を差し引いた額の2分の1の額、約1,100万円でありますけれども、これを製はし工場起業化支援補助金として補助をしてきたところであります。平成19年3月より生産の中心である天そげばしを正式稼働しておりますが、外国産の天そげばしとの価格競争により採算面

から大変厳しい状況になり、生産を中止せざるを得ず、生産の中心を利休ばしに切りかえて現在も生産を続けているところであります。

以上であります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） まず、現在も生産を続けているというふうにあります。どこでその作業が行われているのでしょうか。施設にも補助があったと思いますが、製はし工場は余り使用されていないように感じます。

それと、天そげばしの生産が中止されたのはいつでしょうか。この補助は、天そげの製造ラインにも適用されたものです。競争があるのは当然のことで、事業計画の時点からそれはわかり得ることだというふうに思います。補助した機器等が使用されていないとしたら、一部の補助金に無駄があったということではないでしょうか。

雇用においても製はし事業で本町から何名の雇用が今現在も続けられているのかあわせてお答え願います。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） まず、事業については、ここに記載されたとおり19年3月から天そげがスタートしました。その後、雇用者も19年3月から、詳細については産業建設課の石川参事のほうからご答弁させていただきますけれども、雇用されて、人がかわりながらきておりますが、最終的には21年8月の段階での雇用もあって、それが今継続的に雇用されているというのが1点です。

それから、場所についてでありますけれども、現在は製材工場のほうの一部に機械を移して生産されているという状況で、国道の縁にある直したところの部分での製造には至ってはいません。ただし、今回の町の補助の中身でありますけれども、これについては工場の内部の改修ではなくて、機械の部分に対する補助がほとんどでありますので、そういう意味からいけば天そげ以外の利休ばしの部分については一部機械を今の製材工場のほうに移して実施をしているという状況になっているのが現状であります。

○議長（村山義明君） 石川産業建設課参事。

○産業建設課参事（石川 篤君） 私から雇用の関係でありますけれども、雇用創出プログラムということでございますので、19年度は6名の雇用がありました。それから、20年度は3名の雇用、それから21年度も3名の雇用ということで、その後は21年度以降新たな雇用はないのですが、2名体制で今現在に至っているということになります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 雇用のほうは続けられていて、施設のほうも製はし工場のほうには余り補助というのはなかったということであるというふうに思います。

今現在行われている利休ばしの生産が雇用や産業というふうには言えるものなら、それについては問題はないのかなというふうにも感じますが、主に天そげばしの生産において今後も稼働することはないということであれば、それにかかった補助金については返還を求

めることもできるのではないのでしょうか。ただ、今後再始動をするというような計画があれば、それがいつになるかはわからないというところだと思いますので、できる限り早く機械を動かしていただけたらいいのではないかなというふうに思います。もう使われなくなってからそれなりに時間がたっていると思いますので、点検や整備、試運転というのを兼ねて最初は利休ばしとともに、また道の駅に置いていただくであるとか少しずつ販路を見つけながら生産をしていくというような形もあると思いますので、補助した側としての今後の対応を最後にお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） その点につきましては、私どもも現在の社長さんともお話をさせていただいておるところであります。社長からも価格面で対応が可能であればすぐにでも対応したいという考え方を示しておりますので、時期が来次第対応していくということは確認をさせていただいております。ただ、現状が海外からの天そげの輸入との関係がありまして、もともとはこの当時は中国というふうに言われていましたけれども、今は中国からベトナムのほうに、東南アジアのほうに実は移っていった経過があって、それがどういう状況になっていくかというのを見きわめないと採算面でなかなか難しいところがあるので、その辺を十分見きわめた上で対応をしていきたいというふうな考え方を示しておりますので、大いに期待をしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 今お答えいただいたように今後も使っていきたいということであるようですので、ぜひ何か協力できることがあれば取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問は終了しました。

一般質問が終わりましたので、これで議場からのテレビ中継を終了いたします。

ここで議場の時計で20分まで休憩としたいと思います。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第38号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第38号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第38号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、議案の第38号について説明を申し上げます。

7ページをお開きください。それから、説明する前に資料として旧条例を既に郵送しておりますので、参照いただきたいというふうに思います。議案第38号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について。

中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例を別紙のとおり制定する。

12ページの改正の趣旨でご説明を申し上げたいと思います。住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が平成21年7月15日に公布されまして、その大半が3年後であります平成24年7月9日から施行されるところであります。改正住基法によりまして外国人住民も住民基本台帳の適用対象となること、また改正入管法等により外国人登録法が廃止されたことに伴い本条例中の外国人登録法の引用箇所、それから外国人登録原票及び外国人登録証明書等の用語について所要の整備が必要となり、改正するものでございます。また、この改正にあわせましてこれまで不備であった印鑑登録の電子化の規定等を整備するなど、改正箇所が広範囲にわたることから全部改正としたところでございます。

条例の全部改正でございますので、本来であれば1条ずつ読み上げて提案するところでございますが、旧条例から大きく内容が変わった条文、旧条例にはなかった条文のみをご説明したいと思います。8ページの第5条及び10ページの第14条をごらんいただきたいというふうに思います。本町では、平成12年から印鑑登録が既に電子化されておりました、磁気ディスクに記録された原票をプリンターで印刷する方式を導入しておりましたけれども、平成9年以来条例の改正がなされていなかったため現状のシステムに合わせた改正を行うものでございます。

そのほか第2条に掲げられておりました外国人登録法、禁治産者等の現在では使用されない文言を削除、または整理したものでございます。

附則の第1項では、当該条例の施行日を平成24年7月9日としております。

第2項では、既に登録されている印鑑及び作成された印鑑登録原票をこの条例により登録されたものとみなす規定でございます。

また、第3項では、外国人住民の住民票作成に伴いまして印鑑登録原票に変更が生じた場合は職権訂正できるという規定でございます。

以上、甚だ簡略ではございますけれども、提案説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第38号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号

○議長(村山義明君) 日程第12、議案第39号 中頓別町課設置条例等の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第39号 中頓別町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 和田総務課長。

○総務課長(和田行雄君) それでは、ご説明申し上げます。

13ページをお開きください。議案第39号 中頓別町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町課設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

17ページの1、改正の要旨でご説明を申し上げます。住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の制定に伴いまして、関係条例の改正を一括して行うものでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。そこに書かれております各条文の上にある括弧書き、括弧書きの見出しをごらんいただきたいと思います。改正される条例は、第1条におきまして中頓別町課設置条例、第2条、中頓別町いきいきふるさと推進条例、第3条、中頓別町後期高齢者の見舞金に関する条例、第4条、中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型(Hib)及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例、第5条が中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例、第6条、中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例、第7条、中頓別町火葬場設置及び管理条例というふうになっております。これらの条例の条文中から、新旧対照表は15ページ以降にありますが、新旧対照表の比較のとおり外国人登録法及び外国人登録の文言を削除し、住民基本台帳に記

録されているものとする改正でございます。

先ほどの中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の施行日に合わせまして附則で当該条例の施行日を平成24年7月9日としております。

以上、甚だ簡略でございますけれども、提案説明にかえさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第39号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 中頓別町課設置条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第40号 中頓別町ホームヘルプサービス条例を廃止する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第40号 中頓別町ホームヘルプサービス条例を廃止する条例の制定について、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案第40号についてご説明申し上げます。

中頓別町ホームヘルプサービス条例を廃止する条例の制定について。

中頓別町ホームヘルプサービス条例（平成12年条例第30号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するということでもあります。

本条例でありますけれども、20ページをごらんいただきたいと思いますが、平成18年4月に施行された障害者自立支援法に基づきまして居宅介護のサービスについては障害者、障害児においても介護保険の適用の中でサービスされるようになったということから、その時点で廃止されるべき条例だったというのが廃止されておりましたので、このたび先ほどの外国人登録法の廃止というようなことに伴って住民を対象としたサービスの関連条例を洗っている中でこういう条例が判明したということでありまして、このたび廃止という形で提案をさせていただくところであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第40号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 中頓別町ホームヘルプサービス条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第41号 中頓別町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第41号 中頓別町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例の制定について、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案第41号 中頓別町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例の制定について。

中頓別町老人医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第9号）を廃止する条例を別紙のとおり制定すると。

23ページに廃止の理由を述べさせていただいておりますけれども、これは昭和53年から北海道の医療給付事業として老人医療費の特別対策事業という形で取り組まれて、道と市町村の共同で取り組まれてきた制度なのでありますけれども、北海道において平成16年の段階でこの条例の制度の廃止をいたしておりまして、その経過措置を含めて平成20年3月31日ですべての事業が完了しているものであります。この際改正条例の適用規定に一部ちょっと誤りがあった関係で、その時点で時限終了させる予定が現状そうになっていなかったということでもあります。これも先ほどの外国人登録法の関係の中で見直しが必要という洗い出しの中で出てきて判明したものでありますけれども、この際廃止をさせていただくようにご提案させていただいたところでもあります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） この廃止する条例に関しては直接あるわけではないのですけれども、当町の条例の中に現在意味をなさない条例、あるいはもう行っていない条例等がまだほかにもきっとあるのではないかなと思うのです、ほかの課でも。そこら辺も今回こういう廃止すべき条例を改めて見直しされたようなので、ほかの課のほうでもそういう見直しすべき、あるいは廃止すべき条例があるのではないかなと思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 例規集の中では、私も条例等は確認はしておりませんが、規則だとか要綱だとかいろんな面でもう要らないもの、廃止をしてもいいようなもの多々あると思います。そういう意味で、次の議会までにそれぞれの所管に精査をさせて、廃止をしてもいいもの、見直しをしなければならないものも確認をして次の議会に提案をしたいと、このように思います。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第41号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 中頓別町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第42号 中頓別町暴力団排除条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第42号 中頓別町暴力団排除条例の制定について、遠藤まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 議案第42号 中頓別町暴力団排除条例の制定について。

中頓別町暴力団排除条例を別紙のとおり制定すると。

27ページ、制定の要旨であります。全国の都道府県や市町村において暴力団排除条例の制定が進んでおり、当町においても町民が安心して暮らすことができるよう暴力団排除に関する基本理念を定め、町や町民等の役割を明らかにして暴力団排除に関する施策等を推進していくため制定するものであります。

なお、今回の制定に当たりましては、枝幸警察署のほうから近年暴力団組織が建設業者を名乗って工事入札に参加する事態が発生していると。こうした点への対応策として、各町村において条例の制定が必要であって、条例制定している市町村への暴力団の進出は敬遠される傾向にあるというふうなご助言をいただきまして、今回の提案とするところであります。

それでは、25ページであります。中頓別町暴力団排除条例。

第1条、目的であります。この条例は、中頓別町から暴力団を排除するための、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策に関する事項等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し町民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的とするというものであります。

第2条につきましては定義の規定、第3条については基本理念を定め、第4条において第1項から第3項にかけて町の責務を規定しているところであります。

また、第5条につきましては、町民等の責務を3項にわたって規定をし、第6条において町の契約する事務における措置について規定をさせていただきました。このところが先ほどちょっと説明いたしました工事入札等における暴力団の進出を防ぐ項目になろうかと思えます。

また、第7条におきましては、公の施設の利用の制限に関する規定を、第8条においては町民等に対する支援に関する規定を2項にわたり、第9条では青少年に対する指導等への支援についての規定をし、第10条において広報及び啓発活動に関する規定を定めたところであります。

第11条については、委任事項であります。

附則、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

なお、公の施設の利用制限につきましては、既に中頓別町において町民センター等の利用の制限及び不許可に関する規定だとか、あるいは町営住宅、特定公共賃貸住宅、独身者住宅等において入居者の資格で排除規定が設けられてはおります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） この暴力団排除条例について制定されたら、これを広報か何かで掲載する予定があるのかどうかお聞きします。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 今回制定を受けた場合につきましては、ここに町民等の責務の規定もありますので、十分この辺についての周知はしていきたいというふうに思いますし、なおこれが制定されれば自治体と枝幸警察署の間で暴力団等の排除にかかわる合意書を締結することになっておりますので、その辺の内容についても周知はしていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第42号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 中頓別町暴力団排除条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第43号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第43号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、議案第43号についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。平成24年度中頓別町一般会計補正予算。

平成24年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,174万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,394万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

4 ページをごらんいただきたいと思います。第2表であります。第2表、債務負担行為、

今回の債務負担行為につきましては新規分と変更分がございます。新規分は、1つ、法人でございまして、1法人に対する農業経営基盤強化資金に対する利子助成金であります。期間は、平成24年度から28年度までの5年間となっております。限度額は、借入金2億630万円に対する利率0.28%の年賦利子となっております。

変更分といたしましては、1個人に対する農業経営基盤強化資金に対する利子助成金で、限度額、借入金8,100万円に対する利率0.28%の年賦利子に変更はございませんけれども、期間、平成23年度から43年度までの21年間となっていたものを平成23年度から28年度の6年間に変更するものでございます。

それでは、事項別明細書、歳出からご説明いたします。9ページをごらんいただきたいと思っております。2款総務費、1項総務管理費、3目文書広報費では、既定額に47万円を追加しまして448万3,000円とするもので、18節備品購入費において広報用パソコン本体1台及び編集用ソフト一式を購入するものでございます。

4目財産管理費では、既定額に384万2,000円を追加し、1,754万9,000円とするものでございます。内訳は、12節役務費において本年8月1日から国保病院患者送迎業務の所管が国保病院から保健福祉課になることに伴いまして、送迎車両の保険料として公有自動車損害共済分担金4万2,000円を計上したところでございます。また、15節工事請負費として町有職員住宅5戸分の水洗化工事請負費380万円を計上しているところであります。

5目企画費では、既定額に143万4,000円を追加し、3,599万7,000円とするものであります。内訳は、1節報酬として第7期総合計画プロジェクト会議の開催に当たりまして総合開発委員の報酬33万8,000円を追加するものでございます。8節報償費12万円、9節旅費18万7,000円、11節需用費9,000円は、総合開発計画の重点プロジェクト会議研修会講師謝礼及び費用弁償、職員旅費、公用車燃料代として計上したものでございます。19節負担金補助及び交付金78万円は、東日本大震災子ども支援プロジェクト実行委員会への補助金を計上したものでございます。

11目社会資本整備総合交付金事業費では、新たに150万円を計上し、15節工事請負費としてバスターミナルで観光看板整備工事を実施するものでございます。

10ページをごらんください。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費では、既定額に122万5,000円を追加し、1億6,216万3,000円とするもので、11節需用費で国保病院から所管がえになりました患者輸送車に係る冬タイヤ、それから燃料費、修繕費を計上しております。それから、13節委託料80万円は、この8月から患者送迎サービスを実施するに当たりまして、来年3月まで8カ月分の運転業務委託料というふうになっております。

その下の段、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費では、既定額に9万6,000円を追加し、2,117万7,000円とするもので、23節償還金利子及び割引料において子ども手当交付金の精算に係る返還金を計上しております。

それから、11ページをごらんください。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に658万6,000円を追加し、7,499万9,000円とするもので、11節需用費において青年就農給付金事業で買って使用する消耗品、それから車両燃料費35万2,000円を追加するほか、12節役務費において郵便料、電話料合わせて1万8,000円を追加するものであります。19節負担金補助及び交付金では、青年就農給付金事業補助金として600万円を新規計上、農業経営基盤強化資金利子助成金として21万6,000円、合わせて621万6,000円を計上するものでございます。

3目畜産業費では、既定額に909万8,000円を追加し、2,145万2,000円とするもので、8節報償費では新規就農者支援のための指導員への謝礼として6万円を追加計上、11節需用費で消耗品、車両燃料費合わせて23万2,000円、12節役務費において郵便料、電話料合わせて6,000円を追加計上しております。15節工事請負費では、新たに創設された農業体質強化基盤整備促進事業により神崎牧場農用地保全工事として880万円を新規計上するものであります。

12ページをごらんいただきたいと思います。6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費では、既定額に572万4,000円を追加し、2,713万1,000円とするもので、9節旅費2,000円、11節需用費10万円、12節役務費1万円につきましては、いずれも森林整備地域活動支援交付金事業に係る事務費となっております。19節負担金補助及び交付金では、森林整備地域活動支援交付金事業に係る森林所有者への交付金として561万2,000円を計上するものでございます。

13ページをごらんいただきたいと思います。7款商工費、1項商工費、2目観光費では、既定額に47万2,000円を追加し、4,299万7,000円とするもので、11節需用費においてピンネシリ温泉浴室のタイル、シャワー設備などの修繕料として40万円を計上しております。12節役務費として、砂金掘り体験場に係る鉱業権延長に係る出願手数料7万2,000円を計上しているものでございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に125万円を追加し、3,877万1,000円とするもので、11節需用費において町道松音知5号線拡幅工事100万円、町道秋田原野線のり面復旧工事25万円、合わせて125万円を追加計上するものでございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。10款教育費、4項社会教育費、3目社会教育施設費では、既定額に4万3,000円を追加し、367万4,000円とするもので、18節備品購入費において中頓別町ふるさと会から指定寄附金として4万2,500円が寄附されまして、これを財源に図書購入を行うものでございます。

6ページにお戻りいただきたいと思います。歳出合計、既定額に3,174万円を追加し、28億7,394万1,000円とするものでございます。

続いて、歳入についてご説明いたします。7ページをごらんください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、6目総務費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金として161

万円を新たに計上しております。内容は、高齢者除雪サービス事業分56万円、これは当初予算の介護予防・日常生活支援事業に係る分で、一般財源にかわり充当されるものでございます。観光看板整備事業分105万円というふうになっております。

7目農林業費国庫補助金では、1節農業体質強化基盤整備促進事業補助金として484万円を計上しております。先ほど歳出、農林水産業費、畜産業費として計上されました神崎牧場農用地保全工事880万円の充当財源というふうになっております。

それから、その下の段、15款道支出金、2項道補助金、3目農林業費補助金では、既定額に1,088万4,000円を追加し、1億1,164万8,000円となっております。内訳は、8節農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金10万円、14節新規就農者支援体制整備事業補助金14万9,000円、15節青年就農給付事業補助金600万円及び16節青年就農給付推進事業補助金37万円は、歳出における農業振興費、青年就農給付事業の充当財源ということでございます。17節森林整備地域活動支援交付金制度補助金420万9,000円及び18節森林整備地域活動支援推進事業補助金5万6,000円は、歳出における林業振興費、同名の事業における充当財源というふうになっております。

8ページをごらんいただきたいと思います。17款寄附金、1項寄附金、1目1節一般寄附金50万円でございますが、これについては元職員の方からのご厚志でございます。

それから、2目指定寄附金、1節総務費寄附金4万2,000円は、歳出でご説明の通り中頓別町ふるさと会のご寄附でありまして、子供たちの図書購入の財源として充当するものでございます。

その下の段、19款繰越金、1項1目繰越金は、既定額に1,386万4,000円を追加し、2,355万8,000円とするもので、1節前年度繰越金を歳出一般財源に充当するものでございます。

5ページにお戻りいただいて、歳入合計、既定額に3,174万円を追加しまして、28億7,394万1,000円とするものでございます。

以上、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑行います。

山本さん。

○6番（山本得恵君） 9ページの2款総務費の中の11目、観光看板整備工事150万とありますが、これはどこに設置して、内容は大体どのような内容なのか。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 事前に予算説明資料を配付させていただいておりまして、後ろから2ページ目にあるかと思いますが、今回の観光看板につきましては予定されているのはバスターミナルのところに設置を予定しておりまして、中身としては、これは内容としての確定ではありませんけれども、一応こういうようなものを設置をした

いということでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それでは、9ページの財産管理費で工事請負費で職員住宅の水洗化なのですが、説明資料では5戸ということですが、この職員住宅を今後どう取り扱っていくか。前からもう職員住宅は極力売却して買ってもらうという考えのもとで進めてきたので、これがまだ残っているのかなど。残ってはいるけれども、人は入っているでしょう。それで、少なくとも職員住宅を持っているのはもう役場だけでしょう。私は、異動や何かがある教職員のような方たちはやっぱり住宅を手当てしてやらなければならないと、そういうのはわかりますけれども、かつてはJAも持っていました。けれども、みんなそれは売却して、今職員住宅自体を持っているのはもう役場ぐらいでしょう。町民はみんな公営住宅や何か、あるいは自分で家を建てたり、部屋を探したり、それなりの負担をしているわけです。何で職員に住宅を手当てしてやらなければならないのかが私は理解できない。それで、今この水洗化をするということは、職員住宅そのものをまだ認知しているということでしょう。私は、今入っている人たちに買ってもらう、まずそういうことが先決でないかと思うので、水洗化すること自体がいいとか悪いとかという前に、職員住宅を持っていること自体が私はもう考え方を改めたほうがいい。入っている人にどうぞ買っていただき、そんな高いお金でなくていいですから、どうぞ買っていただきと、まずそれをやるべきだと思うのですけれども、その考え方をまずお聞きします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 職員住宅につきましては、今議員からおっしゃられたとおり平成19年度に既存の職員住宅に入居している職員に対して購入の希望はないかどうかという調査を行って、購入希望者に対して売却をしてきていると。その売却件数については、職員に対しては7件、7戸の売却をしたと。その後平成20年も入れれば職員以外の人に対して空き家になった住宅について2戸売却をしていますので、市街地についていえば9戸の職員住宅を売却してきたということでございます。その段階で購入希望者がいなくて売却に至らなかった住宅で、現在も職員住宅として職員が入居している住宅が現在8戸ございます。今計画として考えているのがその8戸の住宅の水洗化を計画的にしていこうということで考えておりまして、今回今年度については5戸の水洗化ということで予算を計上させていただきました。それでまず、平成19年度に購入の希望を出してはおりますけれども、その時点で購入希望者がいなかったということで今現在職員住宅として入居しているところについては、今後についても購入の希望があればそれは検討していきましても、現在のところそういう状況ではないということで、今後も職員が入居をそのまま希望していけば職員住宅として存続させていくということでございます。そういったことから、本来的には水洗化については下水道法からいくともっと早く水洗化にしていかなければならないわけですが、財政的なこともあって今回こういった形で予算計上してきたということでございます。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 現在職員住宅は11戸あります。そして、8戸入っています。3戸空き家です。その空き家になっている3戸については、町民の方々に売ろうと。旬報で周知をして5万円ぐらいで売ろうと、こういうようなことで今進めています。8戸職員が入っていますから、その8戸について計画的に水洗化をしていきたいと、こう思います。ただ、水洗化したから職員が希望しても売らないというわけでなく、職員が希望すればその水洗化をした住宅も水洗化した経費も含めて売却をしていきたいと、こういうような考え方を持っていると、そういうことでご承知おきをいただければと思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） このご時世ですから、それぞれ水洗化したり、我々のところも町の補助をもらって合併浄化槽にしたので、その生活レベルを現状で維持するというのでは水洗化すること自体は私はこのご時世においてはいたし方ないだろうと。ただ、買いませんよというところを何であえて町が金を出して水洗化してやるのかなというのがちょっと私としては腑に落ちないなど。合併浄化槽についても市街地以外にいけば私も年だからとか、そう長くないからと、長くない人はともかくとしても年だからというような人たちはやっぱりそのまんまになっているわけでしょう。いいえ、私買いませんよというところをあえてわざわざ町が水洗化してあげるのなら、もう私も年ですからというようなところを町でやってあげますよというのならまだ私もわかるのだけれども、どうもその点が、町長が言うように買うときはその分も見てもらうよというのはそれは当然、当たり前の話で、その点について何で今ここで職員住宅を水洗化するのか、その点についてもう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 先ほども言いましたけれども、本来下水道法上からいくともっと早目に水洗化をしなければならぬのですけれども、財政的な状況等があつて今日まで水洗化に至らなかったというのが1つと、もう一つは総合計画のプロジェクトの検討段階で、当然水洗化することによって汚水処理もされるわけで、周辺環境の保全という観点や、それと入居者にとっては生活環境の向上にもつながっていくのと、あとは水洗化率も向上していくというようなことから今回水洗化をしていこうという、計画的にしていこうということで町としてそういった計画を立てたということでございます。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 3回目なので、これで終わりますけれども、それでは最後に今水洗化率、それから生活の向上、そのためにやるのだというお話でしたけれども、では町内においてまだ水洗化されていないところ、ここのそしたら生活の向上はいいのですか。やっぱりそこら辺が、言うのはわかるけれども、ではほかにまだやるところがあるでしょうと私は言いたくなるのだ。その上でならまだ私もわかるのですけれども、あくまでも水洗

化率がどうなっているか、水洗化されていない世帯、戸数がどれぐらいまだ、市街地だけでいいです。その現状をまずお聞きしたい。

それから、私も職員も生活の向上は必要なので、反対はしませんけれども、ぜひやっぱり購入していただきたいと。これはやっぱりそれぞれ皆さん生活があるので、今々買えませんかよということだって当然あるでしょう。それは待ってあげても構わない。だけれども、やっぱりこれだけ水洗化しているのですから、いずれ買ってくださいと、そういうお願いをして、利用されている方もそういう認識に立ってもらわないと、自分は常識的に考えると特別に扱われているよという認識を持ってもらわないと、先ほど言うように何で町職員に住宅を提供してやらなければならないのという問題です。だから、そういうことをやっています、やっていますと言うだろうけれども、極力やっぱり買ってもらうような方向性をつけてもらおうと。その約束を当人と約束しなさいとは言いませんけれども、その努力してもらおうということをお約束いただいて、一応質問を終わります。先ほどの水洗化率、戸数でもいいです。お答えください。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 今現在の水洗化率は、ちょっと正確に今資料持ってきていませんけれども、82%程度だろうというふうに思います。水洗化率からいくと決して本町は低いということではないのですけれども、ただ議員がおっしゃるようになんか非水洗であるところが多々ございます。ただ、毎年、決して多いとは言いませんけれども、指定業者さんの努力もあろうかと思えますけれども、何件かずつは水洗化にされてきておりますので、そういったことで水洗化率も伸びてきているのかなというふうには思っております。

それと、今回予算計上させていただいている5戸で、残る3戸を計画しておりますけれども、水洗化した後についても入居している職員に対して購入の希望をとるだとかそういった行為をしながら、売却に向けた取り組みは進めていきたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 3問目で柳澤議員が終わったので、できたらもう一步進めてやったほうがいいのかなと思います。それは、買え、買えと言ったって事情によって買えないこともあるのだから、町長やっぱり基本的に今この時代に町職員のいわゆる公宅を維持する必要性を感じているのかどうか。できれば個人に住宅として引き取ってもらう、そういう考え方、どっちの考え方があるのかということ、私は買え、買えとか言ったってだめだから、住宅に入っている人たちに対して取得しやすい方法をやったり具体的に考えてやって、そして進めるということをもう一步進んで検討したほうがいい。基本的には公宅はなしよと。町長を初め特別職だってみんな自宅でしょう。そういう状況、昔は町長、特別職住宅、管理職住宅という時代もあったのだけれども、もう時代的にはそこにはいかないよということを明確にしたほうがいいのではないかと。そのほうがかつて管理職住宅と言

われていたあそこを何件かの方に売却したら、きちっと壁から屋根から直して、環境まで立派に自分たちでやっているそういう現実を見ると、ぜひ個人のものとして取得していただいて、本人たちにもよかったと思われるようなことで、今後町は公宅を持たないという方向性を出せるのなら出したほうがいいのではないかと思いますのですが、いかがですか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 役場の職員というのですか、事務職員、技術職員もそうでありますけれども、一般的には私が知っている範囲ではもう二十数年前から公宅は新しく建設をしていないと。ある住宅については、職員が入っている部分については先ほど中原産業建設課長が言ったように売却等を進めていると。ただ、今残っているのが11戸あって、3戸はさっき申し上げましたけれども、空き家になっていて、町民の方に売りに出している。これから住宅を建設するという考え方は一切ありません。ただ、今現在職員が入っている住宅については、あくまで入っているわけでありますから、本人が希望すれば当然売ると、そういうような方向性を持ってこれから進んでいくと。ただ、同じ町の職員でも技術職員である病院の技術職員等々については、やはり住宅を確保して来てもらうという、そういうことを進めていかなければならないので、全部を全部廃止をするというわけにはいきませんが、先ほど話ししましたとおり事務職員等々については今後職員住宅として建設はしないと。そして、今現在入っている職員については買ってもらうように努力をしていくと、こういうような考え方を持っているということでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 私もあれですけれども、このことについて、やっぱり職員は手厚いです。町民にすれば、何で職員住宅につけてまで住ませなければならないのかということ口にする方もいますし、それであればもっと違うところに金をかけるべきでないのかなと思います。そうであれば柳澤議員さんが言っているようにまず先にそこに入っている方に買ってもらって、5万円、先ほど言っている空き家は1戸5万ですか、その範囲内で買ってもらって、それからやっぱりめいめいで水洗化してもらうというのが筋ではないのかなと思いますけれども、これ聞けば町民は納得しないと思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） いろんな考え方はそれぞれあると思うのです。ただ、やっぱり入っている職員が少しでも私どもからいけば町の職員がいい環境、生活環境のもとで生活をしてもらって、そしてその分仕事で町民に恩返しをしていくと、そういう気持ちになっていただけるものだと私は思っていますから、古い住宅でありますけれども、水洗化の予算を認めていただいて、そして将来子供たちにお金かからなくなったときについてはその住宅を買ってもらうと、こういうような考え方を持っていて今回も予算措置しておりますので、ぜひご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 今の住宅に関連してなのですけれども、職員住宅は現在11戸あって、8戸居住していて3戸が空き家になっているということでしたけれども、どこの地域に何戸あるのか伺いたいのですけれども、そういうことをいいますのも町営住宅、公共住宅というか、入居者を一般公募している住宅はわかるのです。団地、一般的に言っているあかね団地、西団地とかああいうところは公営住宅、公共住宅で一般公募している。だけれども、旧農業高校の教員の住宅、後から建ったほうの道路に近いほうのグループホームに使われていない4戸の住宅の扱いはどういう扱いになっているのかなど。入居者公募も行われていないようだし、どういう使われ方なのかと思って疑問を持っているところなのです。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私から説明しますけれども、役場のこっち側にあるのが5戸あります。職員が入っています。それから、旭台の住宅に3戸入っています。そして、空き家については、旭台の住宅で職員住宅であった家入君の後が1戸あいています。それから、宮崎商店の前に2戸空き家住宅があります。これが3戸あいていると、こういうことで、空き家については今言ったように町民の方に必要なところについては売却をします。

それから、高校の跡の住宅4戸ありますけれども、これは町の職員が2名と、それから教員と、それから外国人で英語の指導をしているナラキさんが入って4戸埋まっています。そういう状況にあると、こういうことでご承知おきをいただければと思います。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第43号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第44号 平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第44号 平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、柴田事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 柴田国保病院事務長。

○国保病院事務長（柴田 弘君） 議案第44号 平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。第1条、総則、平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出、収入及び支出それぞれ既定予定額から47万2,000円を減額し、4億8,685万1,000円とするものです。

内容についてご説明いたします。5ページをごらんください。収益的収支の支出ですが、1款1項3目経費で47万2,000円を減額するもので、内容につきましては一般会計でご説明いたしました病院患者送迎事業の移行に伴い消耗品から委託料まで78万7,000円の減額、医師確保のため民間医師紹介業者の求人サイトへの広告掲載費用として31万5,000円の新規計上をするものであります。

続いて、収入についてご説明いたします。4ページですが、1款1項2目外来収入で47万2,000円を減額するものです。

簡単ですけれども、以上説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第44号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（村山義明君） 日程第18、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長からお手元に配付しました申し出のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(村山義明君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(村山義明君) これで本日の会議を閉じます。

平成24年第2回中頓別町議会定例会を閉会します。

(午後 3時24分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員